

# 給水装置工事施行指針

令和8年4月

芝山町

# 目 次

1	総 則.....	4
1. 1	目 的.....	4
1. 2	関係法令等.....	4
1. 3	用語の定義.....	4
2	設 計.....	5
2. 1	基本原則.....	5
2. 2	調 査.....	5
2. 3	給水方式.....	5
2. 4	所要水量.....	6
2. 5	給水管口径の決定.....	17
2. 6	給水管の分岐.....	23
2. 7	給水管の埋設深さ.....	23
2. 8	止水栓の設置.....	23
2. 9	量水器の設置.....	23
2. 10	使用材料.....	23
2. 11	配 管.....	23
2. 12	防護措置.....	24
2. 13	危険防止の措置.....	25
2. 14	受水槽式の設備.....	25
2. 15	プール等への給水.....	25
2. 16	消防用消火栓等.....	25
2. 17	仮設配水管からの分岐.....	25
3	施 工.....	25
3. 1	施工一般.....	25
3. 2	土工事.....	25
3. 3	分岐工事.....	25
3. 4	配管工事.....	25
3. 5	量水器等の取付け.....	26
3. 6	止水栓等の取付け.....	26
3. 7	防護措置等.....	26
3. 8	給水用具の取付け.....	26
3. 9	給水管の明示.....	26
4	施工管理.....	26
4. 1	施工の確認.....	26
4. 2	工事記録写真.....	28
4. 3	記録の保存.....	30

5	維持管理.....	30
5.1	維持管理.....	30
5.2	更生工事.....	30
5.3	修繕工事.....	30
6	図面作成.....	30
6.1	設計図.....	30
6.2	設計変更図.....	38
6.3	完成図.....	39
7	事務処理.....	40
7.1	事務処理の流れ.....	40
7.2	受付及び承認.....	40
7.3	設計変更の処理.....	41
7.4	工事施工及び精算書.....	42
7.5	工事検査.....	42
7.6	量水器の事前渡し.....	42
7.7	精算.....	43
7.8	完結後の事務処理.....	43
7.9	その他の留意事項.....	43

# 1 総 則

## 1. 1 目 的

この給水装置工事施行指針（以下「施行指針」という。）は、水道法、芝山町簡易水道事業給水条例、同施行規程（以下「給水条例」という。）及び芝山町給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）に基づき施行する給水装置工事の設計及び施工に関し、水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準の適正な運用を図るため、給水装置工事の標準的な設計・施工方法についてとりまとめることを目的とする。

## 1. 2 関係法令等

給水装置工事の施行にあたっては、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、給水条例及び施行基準等の関係法令を遵守しなければならない。

## 1. 3 用語の定義

この施行指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「給水装置」とは、需要者に水を供給するため芝山町簡易水道事業（以下「町営水道」という。）が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水器具をいう。
- 2 「給水装置」の種類は、次のものがある。
  - 1) 「専用給水装置」とは、一の世帯、官公署、事業所、共同住宅等で専用するために施設した給水装置をいう。
  - 2) 「共用給水装置」とは、二以上の世帯で共用するために施設した給水装置をいう。
  - 3) 「私設消火栓」とは、町営水道以外の者が消防の用に供するために施設した給水装置をいう。
- 3 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、増設、改造又は修繕に関する工事をいう。
- 4 「給水装置工事」の種類は、次のものがある。
  - 1) 「新設工事」とは、水道のない建築物または箇所になたな給水装置を設備する工事をいう。
  - 2) 「増設工事」とは、給水管の口径を変更せずに給水栓の数を増やす工事をいう。
  - 3) 「改造工事」とは、給水管の口径変更、取出し位置の変更、管種の変更及び既設給水装置の一部若しくは全部を撤去する工事をいう。
  - 4) 「修繕工事」とは、給水装置及びその付属用具の部分的な破損又は異状の原因を取り除き、その機能を修復する工事をいう。
- 5 「給水装置工事」には、次のようなものも含まれる。
  - 1) 「私設消火栓設置工事」とは、町営水道以外の者が消防の用に供するために私設消火栓を設置又は改造するための工事をいう。
  - 2) 「既設装置認定工事」とは、既設の井水装置又は受水槽以下装置を給水装置に認定し、これを給水管に接続するための工事をいう。
  - 3) 「臨時給水工事」とは、建設工事その他の理由により、臨時に給水装置を設備するための工事をいう。
  - 4) 「本給水を前提とする工事用給水工事」とは、用途が建築工事用で、本給水を前提として、給水装置を設備するための工事をいう。
  - 5) 「一部先行工事」とは、区画整理事業及び開発行為、道路舗装、その他の工事等に先行して、給水装置の一部を設備するための工事をいう。

- 6) 「受水槽以下装置工事」とは、町営水道の量水器を設置する受水槽以下の装置に関する工事をいう。
- 7) 「給水装置の更生工事」とは、老朽した給水装置の異常原因を取り除き、新規に内面処理を行うことにより、その機能回復及び水質保全等を目的とする修繕工事をいう。

## 2 設 計

### 2. 1 基本原則

給水装置工事の設計は、調査、図面及び関係書類の作成、工事概算額の算出までをいい、この作業における基本原則は次のとおりとする。

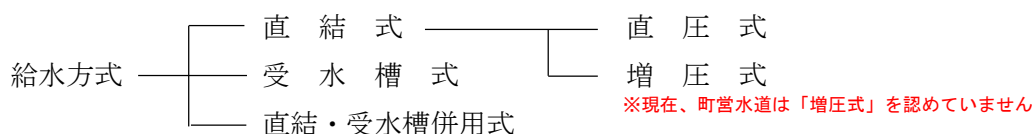
- 1 給水装置工事の申請者（以下「申請者」という。）が必要とする水量（以下「所要水量」という。）を確保できる装置であること。
- 2 水質について、全く汚染のおそれのないこと。
- 3 使用に便利で、維持管理が容易であること。
- 4 配水管及び他の給水装置に対して、水量・水圧等悪影響を及ぼさないこと。

### 2. 2 調 査

「施行基準 2設計 2. 1 調査」参照。

### 2. 3 給水方式

給水方式には、直結式、受水槽式及び直結・受水槽併用式があり、その方式は給水高さ、所要水量、使用用途及び維持管理面を考慮し決定すること。



#### 1 直結式

直結式とは、配水管の水圧を利用して2階建て以下の建築物に給水する方式をいう。

#### 2 受水槽式

- 1) 受水槽式とは、受水槽を設置し、これに水道水を一時的に貯えて、ポンプの加圧等により給水する方式をいい、次の場合には受水槽式とすることが必要である。
  - ① 3階建て以上の建築物に給水する場合、一時に多量の水を必要とする場合、又は使用水量の変動が大きい場合で配水管の水圧低下を引き起こすおそれのある場合
  - ② 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水圧又は水量を必要とする場合
  - ③ 減水又は断水により使用上支障をきたすおそれのある場合
  - ④ 逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合
- 2) 受水槽式により給水する場合は、受水槽の清掃又はポンプの故障に伴う断水等に対応するため、直結直圧式の散水栓等を設置することが望ましい。
- 3) 町営水道の量水器を設置する受水槽以下装置と町営水道の量水器を設置できない受水槽以下の給水施設とが混在する場合は、それぞれに受水槽を設置するものとする。

### 3 直結、受水槽併用式

直結式と受水槽式を併用して給水する方式で、その要件は次のとおりである。

- 1) 併用式の場合は、直結式及び受水槽式それぞれの要件を適用する。
- 2) 併用式の場合は、それぞれの装置の区分を明確にし、両方式を直接連結してはならない。

## 2. 4 所要水量

所要水量は、使用予定人員、用途別使用水量、業態別使用水量、使用器具の最低作動圧力、給水用具の同時使用率、その他建築物の床面積等を考慮して算定するものとする。

### 1 用途別使用水量

各給水用具の使用水量は、その用途と規模によって定められ、この流量に対応する一般的な給水用具の大きさは、表 2. 4. 1 のとおりである。

表 2. 4. 1 用途別使用水量と対応する給水用具の大きさ

用途	使用水量 ℓ/min	給水用具の口径mm	備考
台所流し	12 ～ 40	13 ～ 20	
洗濯流し	12 ～ 40	13 ～ 20	
洗面器	8 ～ 15	13	
浴槽（和式）	20 ～ 40	13 ～ 20	
浴槽（洋式）	30 ～ 60	20 ～ 25	
シャワー	8 ～ 15	13	
小便器（洗浄水槽）	12 ～ 20	13	
〃（洗浄弁）	15 ～ 30	13	1回（4～6秒） 吐出量 2.0～3.0 ℓ
大便器（洗浄水槽）	12 ～ 20	13	
〃（洗浄弁）	70 ～ 130	25	1回（8～12秒） 吐出量 13.5～16.5 ℓ
手洗い器	5 ～ 10	13	
消火栓（小型）	130 ～ 260	40 ～ 50	
散水栓	15 ～ 40	13 ～ 20	
洗浄栓（自動車用）	35 ～ 65	20 ～ 25	業務用

### 2 業態別使用水量

業態別の使用水量は、表 2. 4. 2 を基に算定するものとする。

なお、表 2. 4. 2 に定めのない業態又は定めのある業態の内でも特殊な業態については、「空気調和・衛生工学便覧」等を参考に業態別の使用水量を算定し、申請者と十分協議のうえ決定するものとする。

表 2. 4. 2 業態別使用水量基準

No. 1

業 態 名	原 単 位	原 単 位 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間	対 象 と す る 業 態
(家 事 用)				
1) 「住宅」とは、一戸建ての住宅、マンション、公団住宅、公営住宅、社宅等をいう。				
2) 「住宅」は、1戸又は1室(1世帯)当たりの床面積により「A～C」に分類する。				
3) 「集合住宅における各室」の取扱い				
① 共同通路、ベランダ、パイプシャフト等を除く、1室(1世帯)当たりの床面積により算定する。				
② 管理人が常駐する場合は、「住宅」で算定し、これを「集合住宅」に合算する。				
③ 管理人が通いの場合は、「アパート」により算定し、これを「集合住宅」に合算する。				
4) 「寮における各室」の取扱い				
① 管理人室は、「家事用」により算定し、これを「寮」に合算する。				
② 寮生以外が使用する事務所は、「事務所」により算定し、これを「寮」に合算する。				
③ 寮内の娯楽室は、床面積の対象外とし、算定しない。				
住 宅 A	1戸当り	1,000	10	床面積 60㎡以上のも
住 宅 B		600	10	床面積 30㎡以上60㎡未満のもの
住 宅 C		400	10	床面積 30㎡未満のもの
アパ-ト	1室当り	200	10	浴室のない共同住宅をいう
寮	各室の床面積 1㎡当り	19	10	風呂、食堂等が共有施設となっている形態の寮、寄宿舎等
(商 店)				
1) 「商店」とは、業態により「A～K」に分類するが、テナント等業態が不確定なものは「商店L」を適用する。				
2) 「店舗面積」とは、製造、販売等営業に要する面積をいう。				
① 店舗内の階段(上階が住居の場合は算入しない)、トイレ、洗面室、化粧室、風除室は算入する。				
② 休憩室は算入しない。				
商 店 A	店舗面積 1㎡当り	90	10	コインランドリー
商 店 B		50	10	鮮魚店、豆腐店
商 店 C		25	10	理容店、美容室
商 店 D		25	10	パン・ピザ・菓子製造販売店、精肉店、 寿司・弁当・惣菜の製造販売店
商 店 E		20	10	クリーニング店、ペットショップ、麻雀店
商 店 F		12	10	カラオケスタジオ、カラオケボックス等
商 店 G		11	10	コンビニエンスストア、新聞・牛乳の配達店
商 店 H		5	10	青果店、生花店、ホームセンター
商 店 I		4	10	囲碁・将棋クラブ等
商 店 J		3	10	写真館
商 店 K		2	10	洋品店、薬局、化粧品店、陶器店、新聞販売店、眼鏡店、電気器具販売店、金物店、厨房用品店、文具店、書籍販売店、手芸店、スポーツ用品店、つり具店、精米店、玩具店、自転車店、建材店、呉服店、たばこ店、カー用品店、インテリア店、写真取次店、製麺店、駅構内の売店、クリーニング取次店、レンタルビデオ店、寝具店、仏具店、民芸店、酒類販売店、履物店、その他非用水型の商店
商 店 L		25	10	業態不確定

業 態 名	原 単 位	原 単 位 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間	対 象 と す る 業 態
(飲 食 業)				
1) 「食堂」は、業態により「A～D」に分類、テナント等業態が不確定なものは「食堂E」を適用する。 また、各業態が混在している場合は、主たる業態により基準水量を算定する。				
2) 「厨房+店舗面積」とは、厨房(調理場)の面積と営業に要する面積との合計をいう。				
食 堂 A	厨房 +店舗面積  1㎡当り	60	10	日本そば店
食 堂 B		55	10	寿司屋、焼肉店、中華料理店
食 堂 C		45	10	とんかつ店、天ぷら屋、お好み焼店、大衆食堂
食 堂 D		30	10	小料理店、居酒屋
食 堂 E		60	10	業態不確定
仕出し屋		70	10	主に弁当の製造販売、出前を業とするもの
料 亭		35	6	
スナック		16	8	
キャバレー・バー		14	6	キャバレー、バー、クラブ、コンパ、プールバー等
喫茶店		35	10	喫茶店、甘味店等
レストランA		35	10	主に洋食を提供する飲食業をいう厨房+店舗面積 100㎡未満のもの
レストランB		30	10	主に洋食を提供する飲食業をいう厨房+店舗面積 200㎡未満のもの
レストランC		45	10	主に洋食を提供する飲食業をいう厨房+店舗面積 200㎡以上のもの
ファーストフード		45	10	フライドチキン、ハンバーガー、ピザ等の製造販売で客 席を有するもの
(大 型 店 舗)				
1) 「床面積」とは、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手すり、柱等の区画の中心線で囲まれた 部分の水平投影面積をいう。 ① 階段、エレベーター、パイプシャフト及び屋外観覧席はこれに算入する。 ② その周囲の相当部分が壁のような風雨を防ぎ得る構造の区画を欠き、かつ、保管又は格納その 他の屋内的用途を目的としない部分(ポーチ、ピロティ、バルコニー、吹きさらしの片廊下、通常形 式のビルの屋上等)は、「屋外部分」とみなし、算入しない。				
2) 「延床面積」とは、各階の床面積の合計をいう。				
デパート	延床面積  1㎡当り	6	10	大経営の総合小売店
スーパー マーケット		10	10	生鮮食品、食料品、日用雑貨等を主として扱うセルフ サービス方式の店舗
(事 務 所)				
1) 「事務所」とは、銀行、保険会社、自動車販売整備会社以外の会社事務所をいい、延床面積により「A～D」に 分類する。ただし、延床面積500㎡以上のものについては、500㎡までを7ℓ/㎡で、500㎡以上を4ℓ/㎡で算定 し、合算する。				
2) 「延床面積」とは、各階の床面積の合計をいう。 ① 社員食堂、書庫、保管庫、娯楽室等は算入する。 ② 外部の者も利用する営業食堂がある場合は、「飲食業」により算定し、これを「事務所」に合算する。 ③ 集合ビル(貸ビル)内の事務所は、各室毎に床面積を算定し、それぞれの基準を適用し合算する。				
事務所 A	延床面積  1㎡当り	20	9	延床面積 50㎡未満のもの
事務所 B		10	9	延床面積 100㎡未満のもの
事務所 C		7	9	延床面積 500㎡未満のもの
事務所 D		4	9	延床面積 500㎡以上のもの

業 態 名	原 単 位	原 単 位 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間	対 象 と す る 業 態
銀行	延床面積	1	9	
保険会社	1m <sup>2</sup> 当り	2	9	
自動車 販売整備 会社		3	9	自動車の販売、整備及び修理を行うもの
倉庫		1	9	事務所等の他の建物から独立して存在する物資の保存及び保管に供する建築物をいう。
(宿泊施設)				
旅館 A	延床面積	15	12	各室ごとに風呂がついていないもの
旅館 B	1m <sup>2</sup> 当り	16	12	各室の全部又は一部に風呂がついているもの
(その他の業種)				
1) 「敷地面積」とは建築基準法施行令第2条第1項にいう敷地の水平投影面積をいう。				
ガソリン スタンド	敷地面積 1m <sup>2</sup> 当り	8	12	
パチンコ	延床面積 1m <sup>2</sup> 当り	8	12	パチンコ、スマートボール、ビリヤード等
映画館	1客席当り	25	14	映画館、寄席、劇場等
(病院)				
1) 「医療部門面積」とは、医療部門の総面積をいう。 ① 住宅部分を含む場合は、別途「家事用」により算定する。 ② 診察室、手術室(準備室)、消毒室、処置室、物療室(理療室)、レントゲン室(透視室操作室、暗室)、検査室(心電図室)、薬局(薬品室)、医局、受付事務室、待合室、技工室、病室、看護婦詰所、院長室は、医療部門面積に算入する。 ③ 機械室(ボイラ-室)、資料室、休憩室、更衣室、浴室(脱衣室)、便所、廊下、玄関、物置、倉庫(リネ室)、会議室、相談室、洗面所、ロッカ-室、応接室、洗濯室、宿直室」は医療部門面積に算入しない。				
2) 「計画一日最大給水量」の算定方法 ※ 計画病床数(認可)に「病床使用率」、更に「基準水量」を乗じて算定する。				
大 病 院	各科または単科を扱う病院で、入院に必要な施設(病室、厨房等)を有するもの 1病床当り	970	10	規 模: 100 ~ 250 病床病床使用率: 70% 病院の開設者が公的機関(国・県・市町村・日赤・全国社会保険協会連合会・健康保険組合及びその連合会)又は学校法人の場合は、使用率 100% とする。
小 病 院		850	10	規 模: 251病床以上 病床使用率: 100% 開設者が個人又は医療法人の場合は、使用率75%とする。
診療所 A		840	10	規 模: 19病床以下 病床使用率70%

業 態 名	原 単 位	原 単 位 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間	対 象 と す る 業 態
診療所 B	医療部門面積 1m <sup>2</sup> 当り	10	10	入院に必要な施設のないもの。
精神病院	主たる診療が精神科又は神経科の小病院及び大病院については、申請者側の資料等を十分検討し、決定する。			
(学 校 等)				
保育園	園児 1人当り	85	9	
幼稚園		25	5	
小学校	生徒 1人当り	40	9	
中学校		35	9	
高校・大学		40	9	
各種学校		17	9	和洋裁、OA、音楽、経理、進学予備校、理美容等で、1建築物全体で学校施設として使用するもの。
各種塾	延床面積 1m <sup>2</sup> 当り	2	8	和洋裁、OA、語学、音楽、経理、進学予備校、学習塾、習字等の各種塾をいう。
(官 公 庁)				
官 公 庁	延床面積 1m <sup>2</sup> 当り	4	9	公務員が事務を行うところをいう。
(文化施設)				
<p>1) 公民館、集会所、コミュニティセンター、保険センター、青少年婦人会館、研修センター、児童館、老人福祉センター、老人憩の家、老人休養ホーム、市民センター、勤労会館、文化会館、その他これらに類するものを対象とする。ただし、美術館、博物館は、別途協議とする。</p> <p>2) 別表1、別表2及び別表3により各室の用途別使用水量を算定し、これを合算して当該建物の一日最大使用水量を算定する。</p> <p>3) 展示室、資料室、書庫等は対象としない。</p>				
別表1				
各室の用途	原 単 位	一日最大 使用水量	一日平均 使用時間	1日当り使用人員
事務室	延床面積 1m <sup>2</sup> 当り	※ 別途基準水量「事務所」による。		
管理人室	床面積 1m <sup>2</sup> 当り	※ 別途基準水量「家事用」による。		
館長室	1室当り	100	9	
従業員室	1人当り	100	9	売店員、機械作業員
図書室	利用者 1人当り	25	9	0.4 人/m <sup>2</sup>
会議室		25	9	0.2 人/m <sup>2</sup>
和室		25	9	0.3 人/m <sup>2</sup>
その他の室		25	9	0.3 人/m <sup>2</sup> (児童室、工作室等)
研修室		50	9	定員数
宿泊室		100	9	計画人員

別表2

各室の用途	原単位	一日最大 使用水量	一日平均 使用時間	1日当り 使用人員
浴槽	1槽当り	有効水量	9	満水容量の80%
浴室	利用者1人当り	50	9	計画人員
シャワー室		50	9	計画人員
大ホール		10	9	定員数
大広間		10	9	0.4人/m <sup>2</sup>

別表3

体育館	選手1人当り	100	9	延選手人員
〃	観客1人当り	30	9	定員数
医務室	担当1人当り	50	9	定員数
役員室	利用者1人当り	50	9	定員数
トレーニング室		10	9	ロッカー数×3回/日
〃		60	9	浴室・シャワー施設のあるもの ロッカー数×3回/日
ゴルフ練習場		10	9	打席数×4回/日
テニスクラブ		10	9	4人/コート×4回/日
〃 シャワー		50	9	4人/コート×4回/日
〃 散水		1ヶ当り	50	9

※ 屋外施設及び複合施設については、空気調和・衛生工学便覧を参考に別途協議する。

## (社会福祉施設)

- 1) 社会福祉関係法規に基づき設置される施設をいい、別表が主な施設である。
- 2) 社会福祉施設の利用形態により、使用者1人一日当り最大使用水量を算定する。

収容施設	収容者1人当り	500	10	
通園施設	通園者1人当り	210	9	

## 主な社会福祉施設

保護施設	救護施設、更正施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設
児童福祉施設	乳児院、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重傷心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、教護院、助産施設、保育所、児童更正施設
老人福祉施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター
身体障害者 更正援護施設	身体障害者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設
精神薄弱者 援護施設	精神薄弱者更正施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者福祉ホーム、精神薄弱者通園寮
母子福祉施設	母子福祉センター、母子休養ホーム

(注) 1. この表にない社会福祉施設は、これに準ずる。

2. 有料老人ホームは、社会福祉施設に準ずる。

3. 施設の利用方法により、入所(収容)施設と通所(通園)施設に分類される。

(その他の取扱い)	
冷却塔補給水	1) 冷却塔補給水として、循環水量の1.5%の水量に各々の業態の1日平均使用時間を乗じた水量を加算する。 2) 複数の冷却塔がある場合の使用時間は、主要となる1台に基準の使用時間を適用し、2台目以降は申請者と十分協議するものとする。
プール給水	1) 一時用水として有効容量の3.3%を加算する。 2) 補給水量として有効容量の3.0%を加算する。
複合用途ビル	1) 複合用途ビル(建物内に数種の業態が入居している形態を有するビル)は、各々の業態の基準水量により算定し、合算する。 2) 基準に定めのない業態及び定めている業態のうち、特殊なものは、空気調和・衛生工学便覧等を参考に所要水量を算出し、申請者と十分協議すること。 3) 共用部分(階段、エレベーター、パイプシャフト、共同トイレ、共同給湯室等)については、対象面積から除外する。 4) 建物内に複数の量水器を有する場合は、業態ごとに計画一日最大給水量を算出した後、量水器1個ごとに計画一日最大給水量を算定する。

〔参考例〕 複合用途ビルを建築し、数個の量水器を設置する場合の計画一日最大給水量の算出方法について

$$\text{No.}-1 \quad (\text{事務所}) \quad Q = 153.3 \text{ m}^2 \times 7\text{ l}/\text{m}^2 = 1,073\text{ l} = 1.0 \text{ m}^3/\text{日}$$

$$\text{No.}-2 \quad (\text{商店 J}) \quad Q = 47.5 \text{ m}^2 \times 3\text{ l}/\text{m}^2 = 142\text{ l} = 0.1 \text{ m}^3/\text{日}$$

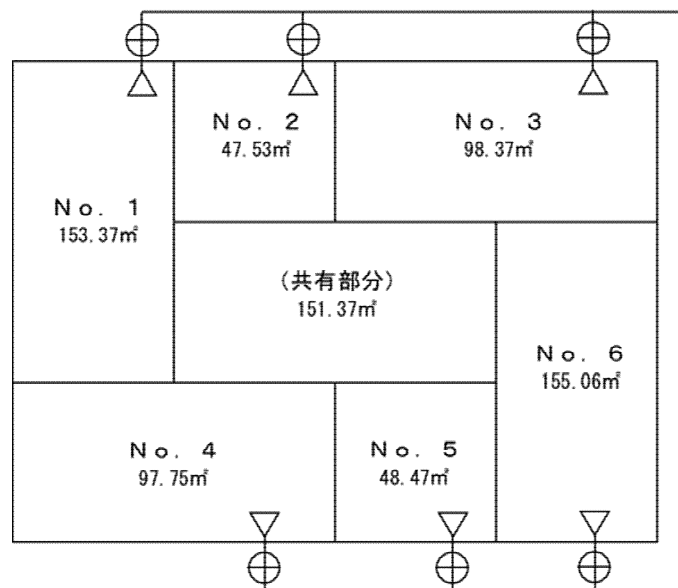
$$\text{No.}-3 \quad (\text{事務所}) \quad Q = 98.3 \text{ m}^2 \times 10\text{ l}/\text{m}^2 = 983\text{ l} = 0.9 \text{ m}^3/\text{日}$$

$$\text{No.}-4 \quad (\text{事務所}) \quad Q = 97.7 \text{ m}^2 \times 10\text{ l}/\text{m}^2 = 977\text{ l} = 0.9 \text{ m}^3/\text{日}$$

$$\text{No.}-5 \quad (\text{商店 J}) \quad Q = 48.7 \text{ m}^2 \times 3\text{ l}/\text{m}^2 = 146\text{ l} = 0.1 \text{ m}^3/\text{日}$$

$$\text{No.}-6 \quad (\text{事務所}) \quad Q = 155.0 \text{ m}^2 \times 7\text{ l}/\text{m}^2 = 1,085\text{ l} = 1.0 \text{ m}^3/\text{日}$$

$$\text{計} \quad (\text{No.}-1 \sim \text{No.}-6) \quad \text{計画一日最大給水量 } Q = 4.0 \text{ m}^3/\text{日}$$



## 事 務 所 の 取 扱

(A) 延床面積によって基準水量を算定する場合

$$\begin{aligned}
 A &= (153.37 \text{ m}^2 + 47.53 \text{ m}^2 + 98.37 \text{ m}^2 + 97.75 \text{ m}^2 \\
 &\quad + 48.74 \text{ m}^2 + 155.06 \text{ m}^2 + 151.37 \text{ m}^2) \times 3 \approx 2,256.57 \approx 2,256.5 \text{ m}^2 \\
 Q &= (500 \text{ m}^2 \times 70 \text{ l/m}^2) + \{(2,256.5 \text{ m}^2 - 500 \text{ m}^2) \times 40 \text{ l/m}^2\} = 10,5260 \\
 &\quad \approx 10.5 \text{ m}^3 / \text{日}
 \end{aligned}$$

(B) 各室の床面積ごとに基準流量を決定し各室の水量を合算する場合

$$\begin{aligned}
 \text{No.}-1 \quad Q &= (153.3 \text{ m}^2 \times 70 \text{ l/m}^2) \times 3 \text{ 室} = 3,219.30 \\
 \text{No.}-2 \quad Q &= (47.5 \text{ m}^2 \times 200 \text{ l/m}^2) \times 3 \text{ 室} = 2,850.00 \\
 \text{No.}-3 \quad Q &= (98.3 \text{ m}^2 \times 100 \text{ l/m}^2) \times 3 \text{ 室} = 2,949.00 \\
 \text{No.}-4 \quad Q &= (97.7 \text{ m}^2 \times 100 \text{ l/m}^2) \times 3 \text{ 室} = 2,931.00 \\
 \text{No.}-5 \quad Q &= (48.7 \text{ m}^2 \times 200 \text{ l/m}^2) \times 3 \text{ 室} = 2,922.00 \\
 \text{No.}-6 \quad Q &= (155.0 \text{ m}^2 \times 70 \text{ l/m}^2) \times 3 \text{ 室} = 3,255.00 \\
 \text{計 (No.}-1 \sim \text{No.}-6) \quad Q &= 18,126.30 \approx 18.1 \text{ m}^3 / \text{日}
 \end{aligned}$$

3階建

各階共通 (1F～3F)

No. 1 153.37m <sup>2</sup>	No. 2 47.53m <sup>2</sup>	No. 3 98.37m <sup>2</sup>	
	(共有部分) 151.37m <sup>2</sup>		No. 6 155.06m <sup>2</sup>
	No. 4 97.75m <sup>2</sup>	No. 5 48.47m <sup>2</sup>	

### 3 給水用具の同時使用率

#### 1) 1戸建て等における給水用具の同時使用率

通常の場合、全部の給水用具を同時に使用することは少ないことから、同時使用率を十分考慮すること。(表 2.4.3 参照)

また、一般家庭以外(商店、工場、事務所等)において、同時使用率が高い場合は、手洗器、小便器及び大便器等、その用途ごとに表 2.4.3を適用して合算する。

表 2. 4. 3 同時使用率を考慮した給水用具数

同時使用率	=	$\frac{\text{同時使用給水用具数}}{\text{全設置給水用具数}}$
-------	---	--

給水用具数	同時使用率を考慮した給水用具数
1	1個
2～4(5)	2
5(6)～10	3
11～15	4
16～20	5
21～30	6

※通常の場合は、( )内を使用することができる。

2) 集合住宅等における同時使用戸数率

集合住宅等の使用水量を算定する場合に用いる同時使用戸数率は、表 2. 4. 4 のとおりとする。

表 2. 4. 4 同時使用戸数率

戸数	同時使用戸数率
1～3	100%
4～10	90
11～20	80
21～30	70
31～40	65
41～60	60
61～80	55
81～100	50

4 給水用具給水負荷単位の同時使用水量

給水用具給水負荷単位とは、給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。

給水用具給水負荷単位による同時使用水量の算出は、表 2. 4. 5 の各種給水用具の給水負荷単位の給水用具数を乗じたものを累計し、図 2. 4. 1 の同時使用水量図を利用して求める。なお、メッキ工場、市場、風呂屋等、水を常に使用するような業態に適用することが望ましい。

表 2. 4. 5 給水用具給水負荷単位表 (A. C. H. V)

給水用具名	種 類	負 荷 単 位	
		公共用及び 事業用	個人用
大便器	洗浄弁	10	6
	洗浄弁タンク	5	3
小便器	洗浄弁	5	
	洗浄弁タンク	3	
洗面器	給水栓	2	1
手洗器	給水栓	1	0.5
医療用洗面器	給水栓	3	
事務室用流し	給水栓	3	
台所流し	給水栓		3
料理場流し	給水栓	4	2
料理場流し	混合栓	3	
食器洗流し	給水栓	5	
連合流し	給水栓		3
洗面流し(水栓1個につき)	給水栓	2	
掃除用流し	給水栓	4	3
浴槽	給水栓	4	2
シャワー	混合栓	4	2
浴室一そろい	大便器が洗浄弁による場合		8
浴室一そろい	大便器が洗浄タンクによる場合		6
水飲器	水飲水栓	2	1
湯沸器	ホールドアップ	2	
散水・車庫	給水栓	5	

(計算例) 駅舎に大便器(タンク式)9箇所、小便器(タンク式)9箇所手洗器16箇所が設置された場合の同時使用水量を求めると、

(1) 表 2. 4. 5より負荷単位を求める。

$$9 \times 5 = 45 \cdots \cdots \text{大便器}$$

$$9 \times 3 = 27 \cdots \cdots \text{小便器}$$

$$16 \times 1 = 16 \cdots \cdots \text{手洗器}$$

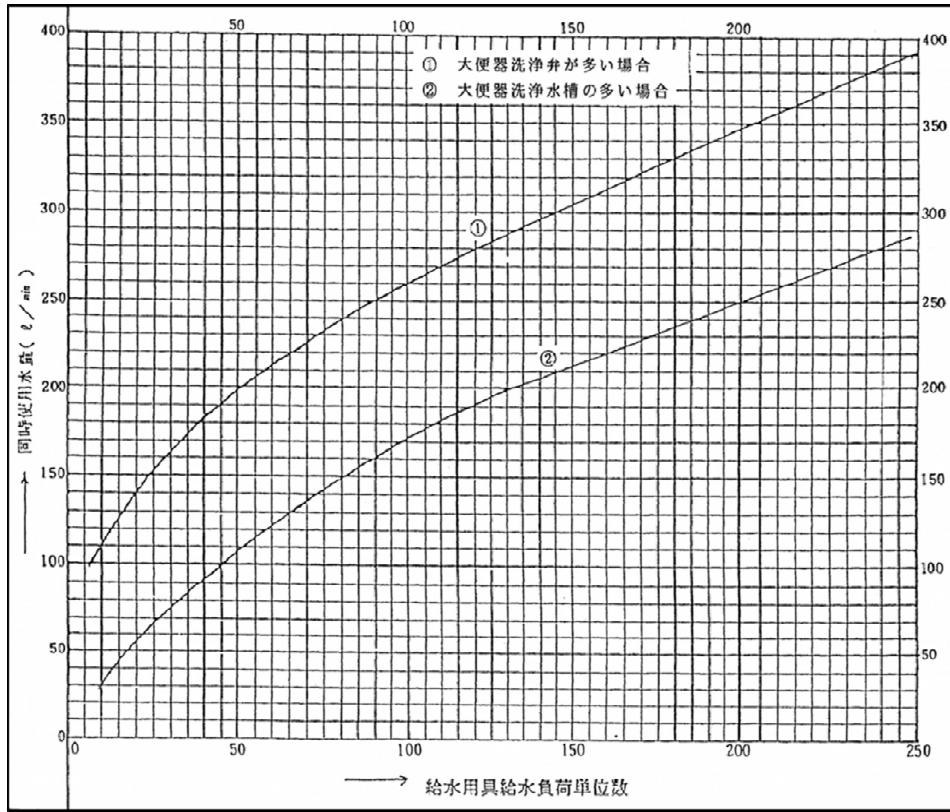
$$\text{合計} = 88$$

(2) 図 2. 4. 1を使用し、同時使用水量を求める。

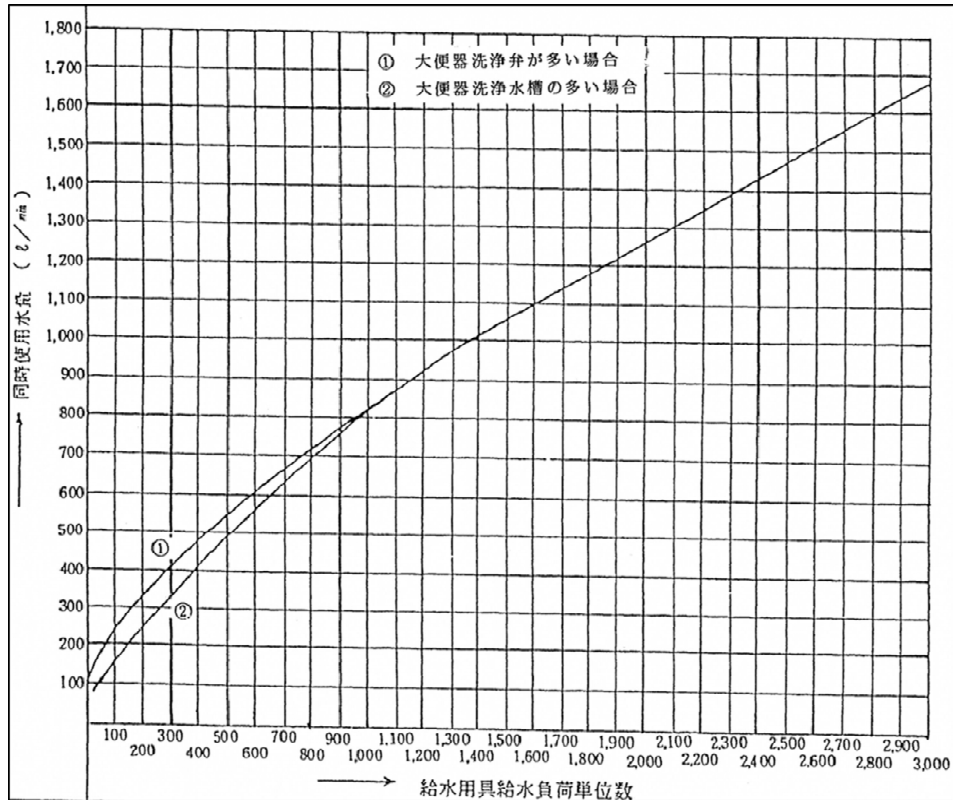
$$Q = 154 \text{ l/min} = 9,240 \text{ l/h}$$

図 2. 4. 1 給水用具給水負荷単位による同時使用水量図

(1)



(2)



## 5 給水用具の最低必要圧力

給水用具の最低必要圧力は、表 2. 4. 6 のとおりである。

表 2. 4. 6 給水器具の最低必要圧力 (参考)

器 具	必要圧力 { k P a }
一般水栓	30 (0. 3 k g f / c m <sup>2</sup> )
大便器洗浄弁	70 (0. 7 k g f / c m <sup>2</sup> )
小便器水栓	30 (0. 3 k g f / c m <sup>2</sup> )
小便器洗浄弁	70 (0. 7 k g f / c m <sup>2</sup> )
シャワー	70 (0. 7 k g f / c m <sup>2</sup> )

## 2. 5 給水管口径の決定

### 1 基本要件

「施行基準 2 設計 2. 2 給水管口径の決定 1 基本要件」参照。

### 2 口径決定の手順

「施行基準 2 設計 2. 2 給水管口径の決定 2 口径決定の手順」参照。

### 3 量水器口径選定基準

「施行基準 2 設計 2. 2 給水管口径の決定 3 量水器口径選定基準」参照。

#### 1) 小口径 (φ40mm 以下) 量水器

##### ① 一般家庭の場合

- ア) 所要水量は、設置される給水用具数に基づき、表 2. 4. 3 から同時に使用する給水用具数を求め、任意に同時に使用する給水用具を設定し、設定した各給水用具の用途別使用

水量を表 2. 4. 1 から求め、これを足し合わせて決定する。

なお、同時に使用する給水栓の設定にあたっては、使用頻度の高いもの（台所、洗濯等）を含めること。

イ) 量水器口径決定にあたっての留意事項

- a 給水用具設置数に対する同時使用給水用具数が基準の同時使用給水用具数を超える場合は、その使用給水用具数に応じた量水器を設置すること。
- b 同時使用給水用具数に対する同時使用水量が基準の同時使用水量を超える場合は、その使用水量に応じた量水器を設置すること。
- c 水洗トイレにおいてフラッシュバルブを設置する場合は、量水器口径について十分検討すること。
- d 給水用具 1 個あたりの使用水量は、使用形態に合わせた適切な使用水量を表 2. 4. 1 から選定すること。
- e 使用水量及び使用頻度の少ない給水用具（衛生水栓、瞬間式ガス湯沸器（4号・5号タイプ）、散水栓、屋外水栓（洗濯機用を除く）、洗面所の単独立水栓）は、2 個までを限度として設置給水用具数から除外することができる。
- f ボールタップ（水洗トイレ・貯蔵湯沸器等）は給水用具 1 個とみなすこと。
- g 自動湯張り型強制循環式ふろがまは、給水用具 1 個とみなすこと。
- h 水道用コンセントは給水用具 1 個とみなすこと。

ウ) 一般家庭における量水器口径決定例

- a 給水用具設置数 5 個までは、同時使用給水用具数 2 個となり、同時使用水量が  $0.42 \text{ l/s}$  以下の場合、量水器口径  $13 \text{ mm}$  となる。（台所  $0.20 \text{ l/s}$  + 洗濯  $0.20 \text{ l/s}$  =  $0.40 \text{ l/s}$ ）
- b 給水用具設置数 10 個までは、同時使用給水用具数 3 個となり、同時使用水量が  $0.83 \text{ l/s}$  以下の場合、量水器口径  $20 \text{ mm}$  となる。  
（台所  $0.20 \text{ l/s}$  + 洗濯  $0.20 \text{ l/s}$  + 浴槽  $0.33 \text{ l/s}$  =  $0.73 \text{ l/s}$ ）  
（台所  $0.20 \text{ l/s}$  + 洗濯  $0.20 \text{ l/s}$  + 洗面器  $0.13 \text{ l/s}$  =  $0.53 \text{ l/s}$ ）
- c 給水用具設置数 15 個までは、同時使用給水用具数 4 個となり、同時使用水量が  $0.83 \text{ l/s}$  以下の場合、量水器口径  $20 \text{ mm}$  となる。  
（台所  $0.20 \text{ l/s}$  + 洗濯  $0.20 \text{ l/s}$  + 洗面器  $0.13 \text{ l/s}$  + 大便器（ $\pi$ -タンク） $0.2 \text{ l/s}$  =  $0.73 \text{ l/s}$ ）
- d 給水用具設置数 20 個までは、同時使用給水用具数 5 個となり、同時使用水量が  $1.11 \text{ l/s}$  以下の場合、量水器口径  $25 \text{ mm}$  となる。  
（台所  $0.20 \text{ l/s}$  + 洗濯  $0.20 \text{ l/s}$  + 洗面器  $0.13 \text{ l/s}$  + 大便器（ $\pi$ -タンク） $0.2 \text{ l/s}$   $\times 2$  =  $0.93 \text{ l/s}$ ）
- e 給水用具設置数 30 個までは、同時使用給水用具数 6 個となり、同時使用水量が  $2.5 \text{ l/s}$  以下の場合、量水器口径  $40 \text{ mm}$  となる。

エ) 選定事例

- a 一般家庭で、次のような給水用具を設置する場合

・台所（混合水栓） … 1 個

・便所（ロータンク型）	…	1個
・洗濯場（コンセント型）	…	1個
・洗面所（混合水栓、ツーハンドル型）	…	1個
・風呂（洋式バス、混合水栓シャワーバス型）	…	1個
・屋外水栓	…	1個（除外）
・給水用具設置総数	…	6個

この場合、使用水量及び使用頻度の少ない「屋外水栓」を除外することができる。

このため、給水用具設置数は5個、同時使用給水用具数2個で、同時使用水量が0.40ℓ/sとなり、口径13mmの量水器が適正である。

(台所 0.2ℓ/s + 洗濯 0.2ℓ/s = 0.40 ℓ/s)

b 一般家庭で、次のような給水用具を設置する場合

・台所流しの混合水栓	…	1個
・浴室の混合水栓及び給水栓	…	2個
・洗濯場の給水栓	…	1個
・便所1階（ロータンク型）	…	1個
・便所2階（ロータンク型）	…	1個
・洗面所の混合水栓	…	1個
・散水栓	…	1個（除外）
・水栓柱	…	1個（除外）
・給水用具設置総数	…	9個

この場合、使用水量及び使用頻度の少ない「散水栓」と「水栓柱」を除外することができる。

このため、給水用具設置数は7個、同時使用給水用具数3個で、同時使用水量が0.53ℓ/sとなり、口径20mmの量水器が適正である。

(台所 0.2ℓ/s + 洗濯 0.2ℓ/s + 洗面器 0.13ℓ/s = 0.53 ℓ/s)

② 一般家庭以外の場合

ア) 給水装置の規模及び使用水量が一般家庭と同程度のものを除き、時間最大使用水量等を算出した後、芝山町給水装置工事施行基準 表 2. 2. 1 及び 表 2. 2. 2 により選定する。

イ) 選定事例

a 店舗（魚屋）併用住宅で、次のような給水用具を設置する場合

・店舗（調理場）の給水栓	…	4個
・台所流し（混合水栓）、洗濯場の給水栓	…	各1個
・便所（ロータンク型）	…	1個
・衛生水栓	…	1個（除外）
・洗面所（混合水栓）	…	1個
・自動湯張り型強制循環式ふろがま	…	1個
・浴室（混合水栓シャワー型）	…	1個

・給水用具設置総数 … 11個

この場合、使用水量及び使用頻度の少ない「衛生水栓」を除外することができるため、給水用具設置数は10個となり、口径20mmの量水器が適正である。

### ③ 単身者用住宅の場合

#### ア) 留意事項

単身者用住宅において、ガス風呂給湯器又はガス給湯器の先止め式で自動湯張り型強制循環式については、これに浴室内の湯水混合水栓等（シャワー付き湯水混合水栓、落としこみ給湯栓）を含めた給水用具設置数を、1個とすることができる。

また、ガス給湯器の先止め式で、浴室内の湯水混合水栓等（シャワー付き湯水混合水栓、落としこみ給湯栓）の給水用具設置数を、1個とすることができる。従って、給水用具設置数が比較的少なく、給水用具の同時使用率が低い単身者用住宅に限定して、浴室内の自動湯張り栓及び湯水混合水栓等の給水用具設置数を1個とし、除外給水用具を考慮することで、給水用具設置数が5個以内の場合は、同時使用給水用具数が2個となり、口径13mmの量水器を設置することができる。

なお、単身者用住宅とは申請者が申し出たものであり、且つ、床面積40㎡未満の住宅まで適用する。

#### イ) 選定事例

a 給水用具設置数＝台所の湯水混合水栓＋トイレのボールタップ＋洗濯機の万能ホーム水栓＋洗面台の湯水混合水栓＋（浴室の自動湯張り栓＋浴室のシャワー付き湯水混合水栓＋浴室の落としこみ給湯栓＝1個計上し残りは除外）＝5個

b 給水用具設置数＝台所の湯水混合水栓＋トイレのボールタップ＋洗濯機の万能ホーム水栓＋洗面台の湯水混合水栓＋（浴室のシャワー付き湯水混合水栓＋浴室の落としこみ給湯栓＝1個計上し残りは除外）＝5個

#### ウ) 留意事項の解釈

給湯器の自動湯張り型強制循環式については、給水用具1個とみなすことで取扱っているところであるが、単身者用住宅に設置するガス風呂給湯器又はガス給湯器については、その給湯能力からして、自動湯張りの最中は他の湯水混合水栓の給湯が満足に使用できないことから、浴室内に限って自動湯張り栓及び湯水混合水栓等の給水用具設置数を1個とするものである。

また、ガス給湯器の落としこみ給湯又はシャワー方式についても、同時使用において給湯が満足に使用できないこと及び給水用具の同時使用率が低いことから、浴室内に限って同様に給水用具設置数を1個とするものである。

なお、浴室以外の湯水混合水栓（台所、洗面台等）については、水で使用するものもあるので給水用具設置数に加えるものとする。

#### エ) その他の留意事項

a ガス給湯器は、給水用具設置数から除外するものとする。

b ガス湯沸器の元止め式及びガス給湯器の先止め式において、湯水混合水栓ではなく給湯の給湯栓を取付けた場合は、その給湯栓を給水用具設置数に加えるものとする。

2) 大口径（φ50mm以上）量水器

時間最大給水量等を算出した後、「施行基準 表 2. 2. 2」により選定すること。

4 給水管の分岐戸数

給水装置において、配水管及び給水管より分岐可能な数を知るには、給水設備の実情に適応した水理計算により決定すべきであるが、次の方法を参考とするのが便利である。

- 1) 配水管及び給水管から分岐可能な戸数を推測する場合の目安として、表 2. 5. 4を参考とするのが便利である。

表 2. 5. 4 管径均等表

主管口径 mm	分岐管または給水用具の口径 mm							
	13	20	25	40	50	75	100	150
13	1							
20	2.93	1						
25	5.12	1.74	1					
40	16.6	5.65	3.23	1				
50	29.01	9.88	5.65	1.74	1			
75	79.94	27.23	15.58	4.81	2.75	1		
100	164.11	55.9	32	9.88	5.65	2.05	1	
150	452.24	154.04	88.18	27.23	15.58	5.65	2.75	1

$$N = (D/d)^{5/2}$$

N：分岐管の数（均等係数）

D：主管の口径

d：分岐管の口径

- 2) 直結式アパート等の分岐戸数は、同時使用水量等を考慮した表 2. 5. 5を参考とするのが便利である。

表 2. 5. 5 直結式アパート等の分岐戸数

主管口径 mm	分岐戸数		同時使用水量 ℓ/sec	損失水頭 m	動水勾配 ‰	直管延長 +換算長 m
	13mmの場合	20mmの場合				
20	3	1	0.56	10	235	43
25	6	2	0.8	10	145	69
40	17	8	2.1	10	80	125
50	30	13	3.4	10	65	154
75	80	30	7.8	10	50	200

- 3) 直結式アパート等において配水管からの分岐戸数及び分岐口径を求める場合、下記の同時使用水量を予測する算定方法を使用すると便利である。（表 2. 5. 7 早見表）

① 算定方法

ア) 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

$$10 \text{ 戸未満 } Q = 4.2 N^{0.33}$$

$$10 \text{ 戸以上 } 600 \text{ 戸未満 } Q = 1.9 N^{0.67}$$

Q : 同時使用水量 (ℓ/min)      N : 戸数

イ) 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

$$1 \sim 30 \text{ (人)} \quad Q = 2.6 P^{0.36}$$

$$31 \sim 200 \text{ (人)} \quad Q = 1.3 P^{0.56}$$

$$201 \sim 2000 \text{ (人)} \quad Q = 6.9 P^{0.67}$$

Q : 同時使用水量 (ℓ/min)      P : 人数

② 算定式を用いる場合の留意事項

ア) 最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合は、給水用具の取付部において、表 2.4.6 の最低必要圧力を考慮すること。

特に、2階部分が生活の拠点となる場合には、留意することが必要である。

イ) 水理計算をする場合、末端の世帯については、表 2.4.3 の同時使用率を考慮した給水用具数から同時使用水量を求めること。

③ 算定式を用いた場合の分岐戸数

分岐戸数を求めるには、給水設備の実状に適応した水理計算により決定すべきであるが、表 2.5.6 を参考とするのが便利である。

表 2.5.6 直結式アパート等の分岐戸数

主管口径	分岐戸数		給水設備の条件
40mm	一般家庭の場合 口径 20mm	16	戸数から同時使用水量を予測 給水主管延長 : φ 40mm 41m以下 末端世帯給水管延長 立ち上がり管等 : φ 20mm 8m以下 末端給水栓への給水管 : φ 13mm 3m以下 末端世帯同時使用水量 : 32ℓ/min
	単身者用の場合 口径 13mm	32	居住人数から同時使用水量を予測 建物形態 : 1棟16戸が2棟並列 給水主管延長 : φ 40mm 50m以下 末端世帯給水管延長 立ち上がり管等 : φ 20mm 7m以下 末端給水栓への給水管 : φ 13mm 3m以下 末端世帯同時使用水量 : 20ℓ/min

5 損失水頭の算定に用いる公式等

「施行基準 2設計 2.2 給水管口径の決定 4 損失水頭の算定に用いる公式」等参照。

表 2.5.7 早見表

戸数から予測				居住人数から予測							
給水戸数 (戸)	住宅使用量 (ℓ/分)	給水戸数 (戸)	住宅使用量 (ℓ/分)	居住人数 (人)	住宅使用量 (ℓ/分)	居住人数 (人)	住宅使用量 (ℓ/分)	居住人数 (人)	住宅使用量 (ℓ/分)	居住人数 (人)	住宅使用量 (ℓ/分)
1	42.0	41	228.7	1	26.0	41	104.0	81	152.3	121	190.7
2	52.8	42	232.5	2	33.4	42	105.4	82	153.3	122	191.6
3	60.4	43	236.1	3	38.6	43	106.8	83	154.4	123	192.4
4	66.4	44	239.8	4	42.8	44	108.2	84	155.4	124	193.3
5	71.4	45	243.4	5	46.4	45	109.6	85	156.5	125	194.2
6	75.9	46	247.1	6	49.6	46	110.9	86	157.5	126	195.1
7	79.8	47	250.6	7	52.4	47	112.3	87	158.5	127	195.9
8	83.4	48	254.2	8	55.0	48	113.6	88	159.5	128	196.8
9	86.7	49	257.7	9	57.3	49	114.9	89	160.5	129	197.6
10	88.9	50	261.3	10	59.6	50	116.2	90	161.6	130	198.5
11	94.7	51	264.7	11	61.6	51	117.5	91	162.6	131	199.3
12	100.4	52	268.2	12	63.6	52	118.8	92	163.6	132	200.2
13	105.9	53	271.7	13	65.5	53	120.1	93	164.5	133	201.0
14	111.3	54	275.1	14	67.2	54	121.4	94	165.5	134	201.9
15	116.6	55	278.5	15	68.9	55	122.6	95	166.5	135	202.7
16	121.8	56	281.9	16	70.5	56	123.9	96	167.5	136	203.6
17	126.8	57	285.2	17	72.1	57	125.1	97	168.5	137	204.4
18	131.8	58	288.6	18	73.6	58	126.3	98	169.4	138	205.2
19	136.6	59	291.9	19	75.0	59	127.5	99	170.4	139	206.1
20	141.4	60	295.2	20	76.4	60	128.7	100	171.4	140	206.9
21	146.1	61	298.5	21	77.8	61	129.9	101	172.3	141	207.7
22	150.7	62	301.8	22	79.1	62	131.1	102	173.3	142	208.6
23	155.3	63	305.0	23	80.4	63	132.3	103	174.2	143	209.4
24	159.8	64	308.2	24	81.6	64	133.5	104	175.2	144	210.2
25	164.2	65	311.5	25	82.8	65	134.6	105	176.1	145	211.0
26	168.6	66	314.7	26	84.0	66	135.8	106	177.1	146	211.8
27	172.9	67	317.9	27	85.2	67	136.9	107	178.0	147	212.6
28	177.2	68	321.0	28	86.3	68	138.1	108	178.9	148	213.4
29	181.4	69	324.2	29	87.4	69	139.2	109	179.8	149	214.3
30	185.5	70	327.3	30	88.5	70	140.3	110	180.8	150	215.1
31	189.7	71	330.4	31	88.9	71	141.5	111	181.7	151	215.9
32	193.7	72	333.6	32	90.5	72	142.6	112	182.6	152	216.7
33	197.8	73	336.7	33	92.1	73	143.7	113	183.5	153	217.5
34	201.8	74	339.7	34	93.7	74	144.8	114	184.4	154	218.3
35	205.7	75	342.8	35	95.2	75	145.9	115	185.3	155	219.0
36	209.6	76	345.9	36	96.7	76	147.0	116	186.2	156	219.8
37	213.5	77	348.9	37	98.2	77	148.0	117	187.1	157	220.6
38	217.4	78	351.9	38	99.7	78	149.1	118	188.0	158	221.4
39	221.2	79	354.9	39	101.1	79	150.2	119	188.9	159	222.2
40	225.0	80	358.0	40	102.6	80	151.2	120	189.8	160	223.0

## 2. 6 給水管の分岐

「施行基準 2 設計 2. 3 給水管の分岐」参照。

## 2. 7 給水管の埋設深さ

「施行基準 2 設計 2. 4 給水管の埋設深さ」参照。

## 2. 8 止水栓の設置

「施行基準 2 設計 2. 5 止水栓の設置」参照。

## 2. 9 量水器の設置

「施行基準 2 設計 2. 6 量水器の設置」参照。

## 2. 10 使用材料

「施行基準 2 設計 2. 7 使用材料の指定」参照

## 2. 11 配 管

### 1 配管の原則

- 1) 公道内の給水管は、最小口径 20 mm とする。
- 2) 公道内における給水管は、原則として縦断方向には布設してはならない。
- 3) 配水管からの給水管分岐部から第 1 止水栓までの配管は、原則として同口径かつ同材質とする。
- 4) 給水管の屋外配管は、原則として建築物のまわりに埋設することとし、延長を短縮するため

に床下を横断するような配管を行ってはならない。

ただし、やむを得ず床下配管を行う場合は、露出配管とし、防護処置を講ずること。

- 5) 樹脂系管類は、ボイラー、煙道、給湯管等高温となる施設に近接して配管してはならない。  
ただし、やむを得ず配管する場合は、耐熱措置等の防護措置を講ずること。
- 6) 樹脂系管類は、有機溶剤等に侵されやすいので、鉱油・有機溶剤等油類が浸透するおそれがある箇所に配管しないこととし、金属管（ステンレス鋼管等）を使用することが望ましい。  
ただし、やむを得ず配管する場合は、さや管等の適切な防護措置を講ずること。  
なお、ここでいう鉱油類（ガソリン等）・有機溶剤（塗料・シンナー等）が浸透するおそれのある箇所とは、ガソリンスタンド、自動車整備工場、有機溶剤取扱事業所（倉庫）等である。
- 7) 給水管の埋設位置は、下水、便所、汚水タンク等のある場所を極力避けるとともに、量水器、止水栓等の維持管理を十分考慮した配管とすることが望ましい。
- 8) 地階又は2階以上に配管する場合は、修理や改造工事に備え、立上り根元又はその他必要な箇所に止水栓を設置することが望ましい。

## 2 一般配管

「施行基準 2 設計 2. 8 配管 2 一般配管」参照。

## 3 量水器との接続

「施行基準 2 設計 2. 8 配管 3 量水器との接続」参照。

## 2. 12 防護措置

- 1 給水管が水路（下水開きよ、暗きよ）等を横断する必要があるときは、原則として伏せ越しとする。  
ただし、やむを得ず露出配管とするときは、さや管等による防護措置を講ずること。
- 2 電食又は腐食等のおそれのある場合は、次の防護措置を講ずること。
  - 1) 割T字管による分岐箇所には、防食用ポリエチレンスリーブを被覆すること。
  - 2) サドル分水栓による分岐箇所（鋳鉄管類のせん孔断面を含む。）には、防食コアを装着し、防食フィルムを被覆すること。
  - 3) 鉄管類を布設する場合は、管路全体（分岐箇所含む。）に防食用ポリエチレンスリーブを被覆すること。
  - 4) 鋼管類（ステンレス鋼管）がコンクリートを貫通する等で、コンクリートと接触する箇所には、防食テープ（半重ね巻き）を被覆すること。
- 3 衝撃又は凍結等のおそれのある場所は、次の防護措置を講ずること。
  - 1) 水圧、水撃作用により管が離脱するおそれのある箇所には、離脱防止金具等により、拔出防止措置を講ずること。
  - 2) 擁壁又は法面を 2.0 m 以上立上がり（立下がり）して配管する場合は、維持管理（漏水修理及び漏水による崩壊等）を考慮し、露出配管するとともに、防寒及び防護措置を講ずること。
  - 3) 屋外、床下配管及び所定の土被りが得られない場合には、防寒及び防護措置を講ずること。
  - 4) 結露により周囲の物に影響を与えるおそれのある配管箇所は、防露措置を講ずること。
  - 5) 屋内配管、立上がり管及び水栓取付け箇所には、振止金具、吊下金具及びクリップ等を用いて、振れ止め措置を講ずること。

- 6) 樹脂系管類を立上がり管に使用する場合は、衝撃等に対する十分な防護措置を講じること。
- 7) 樹脂系管類をコンクリート打込内に配管する場合は、さや管等による防護措置を講じること。
- 4 酸又はアルカリによる侵食のおそれのある場所に配管する場合は、防食材で被覆する等の適切な防食措置を講じること。
- 5 樹脂系管類を油脂類の浸透の恐れがある場所にやむを得ず配管する場合は、さや管等の適切な防護措置を講じること。

## 2. 13 危険防止の措置

「施行基準 2 設計 2. 1 0 危険防止の措置」参照。

## 2. 14 受水槽式の設備

「施行基準 2 設計 2. 1 1 受水槽式の設備」参照。

## 2. 15 プール等への給水

「施行基準 2 設計 2. 1 2 プール等への給水」参照。

## 2. 16 消防用消火栓等

「施行基準 2 設計 2. 1 3 消防用設備等」参照。

## 2. 17 仮設配水管からの分岐

「施行基準 2 設計 2. 1 4 仮設配水管からの分岐」参照。

## 3 施 工

### 3. 1 施工一般

「施行基準 3 施工 3. 1 施工一般」参照。

### 3. 2 土工事

「施行基準 3 施工 3. 2 土工事」参照。

### 3. 3 分岐工事

「施行基準 3 施工 3. 3 分岐工事」参照。

### 3. 4 配管工事

#### 1 共通事項

「施行基準 3 施工 3. 4 配管工事 1 共通事項」参照。

#### 2 量水器片落ユニオンの施工

「施行基準 3 施工 3. 4 配管工事 2 量水器片落ユニオンの施工」参照。

#### 3 ステンレス鋼管の施工

「施行基準 3 施工 3. 4 配管工事 3 ステンレス鋼管の施工」参照。

#### 4 ポリエチレン管（1種二層管）の施工

「施行基準 3 施工 3. 4 配管工事 4 ポリエチレン管（1種二層管）の施工」参照。

#### 5 水道配水用ポリエチレン管の施工

「施行基準 3 施工 3. 4 配管工事 5 水道配水用ポリエチレン管の施工」参照。

#### 6 ダクティル鋳鉄管の施工

「施行基準 3 施工 3. 4 配管工事 6 ダクティル鋳鉄管の施工」参照。

### 3. 5 量水器等の取付け

「施行基準 3 施行 3. 5 量水器等の取付け」参照。

### 3. 6 止水栓等の取付け

「施行基準 3 施行 3. 6 止水栓等の取付け」参照。

### 3. 7 防護措置等

「施行基準 3 施行 3. 7 防護措置等」参照。

### 3. 8 給水用具の取付け

- 1 構造・材質基準に適合していることを確認の上、取付けること。
- 2 パッキン類は、水質等に影響をおよぼさない材質のものを使用すること。
- 3 給水用具の取付けにあたっては、傷等をつけないよう十分注意すること。

### 3. 9 給水管の明示

#### 1 明示テープの仕様及び貼付

明示テープの仕様及び貼付方法は、「芝山町水道工事標準仕様書 管名称等の明示要領

1. 明示テープ」参照。

#### 2 明示シートの仕様及び敷設

明示シートの仕様及び敷設方法は、「芝山町水道工事標準仕様書 管名称等の明示要領

2. 明示シート」参照。

## 4 施工管理

### 4. 1 施工の確認

- 1 給水装置工事主任技術者は、完成図書及び現地確認により、給水装置が構造・材質基準に適合していることを表 4. 1. 1 を参考として確認すること。
- 2 給水装置は、供用開始前に十分に洗浄し、通水試験、耐圧試験及び水質試験を行うこと。

表 4. 1. 1 施工の確認

区分	項目	確認の内容	
完成図書	案内図	・工事箇所、道路及び主要な建物等が明記されていること。	
	平面図及び立面図	・方位、建物の位置・構造、道路種別等付近の状況が、わかりやすく記入されていること。	
		・隣接家屋の水栓番号及び宅地境界が記入されていること。	
		・分岐部のオフセットが記入されていること。	
		・平面図と立面図が整合していること。	
		・隠ぺいされた配管が明記されていること。	
		・各部の材質、口径及び延長が記入されていること。	
		・給水管等は、性能基準適合品が使用されていること。	
・構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。			
・水の汚染・破損・侵食・凍結防止等の措置が明記されていること。			
現地確認	屋外	分岐部のオフセット	・正確に測定されていること。
		埋設深さ	・所定の深さが確保されていること。
		止水栓	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。
			・止水栓の操作に支障のないこと。
			・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
		量水器	・逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること。 ・検針及び取替に支障がないこと。
		管の延長	・完成図面と整合すること。
	筐・ボックス類	・傾きがなく、設置基準に適合していること。	
	配管	配管一般	・延長、給水用具等の位置が完成図面と整合すること。
			・配水管の水圧に影響をおよぼすおそれのあるポンプに直結連結されていないこと。
			・配管の口径、経路、構造等が適切であること。
	・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。		
	・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされていること。		
	・クロスコネクションがなされていないこと。		
	接合	・適切な接合が行われていること。	
	管種	・性能基準適合品の使用を確認すること。	
	給水用具	給水用具	・性能基準適合品の使用を確認すること。
接続		・適切な接合が行われていること。	
受水槽	吐水口空間	・吐水口と越流面等との位置関係を確認すること。	
機能確認		・通水後、各給水用具からそれぞれ放流し、量水器経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態等を確認すること。	
耐圧試験		・所定水圧による耐圧試験を行い、漏水及び抜け等を確認すること。	
水質確認		・残留塩素等を確認すること。	

#### 4. 2 工事記録写真

- 1 工事記録写真は各種工事の施工にあたり、各工程の確認と工事完成後、外部から明視できない部分あるいは原形との比較検討などにより、完成検査における重要な資料となるものであり、その目的を明確にするように撮影すること。
- 2 写真は、A4版程度の写真つづりに、工程順に整理して提出すること。
- 3 撮影必要箇所を撮り損ねた場合は、必ずその箇所を再視し、撮影すること。
- 4 撮影枚数は、工事検査提出用のほか、道路管理者への提出に要する枚数を必要に応じて撮影するか、若しくは焼き増しすること。
- 5 写真撮影は、機器の取扱いに習熟した者が行い、必ず「工事写真撮影用黒板」を入れ、撮影すること。
- 6 主な撮影の内容は、表 4. 2. 1 によること。

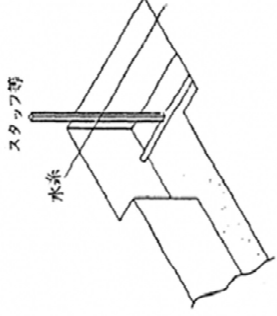
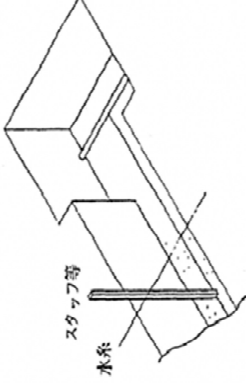
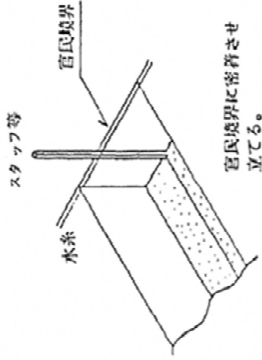
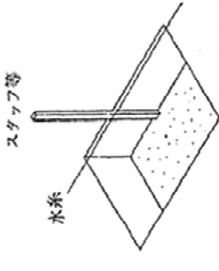
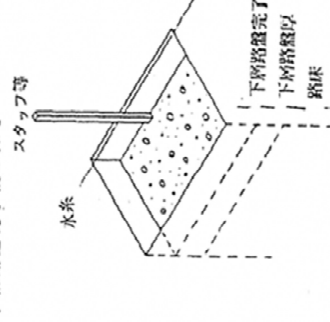
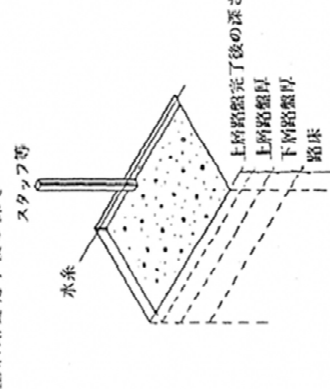
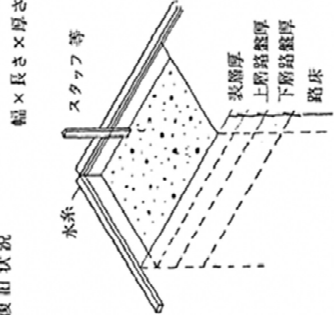
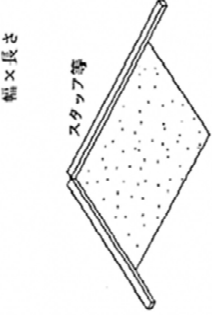
表 4. 2. 1 主な撮影の内容

撮影項目		撮影内容		備考	
施工前の現場状況		・ 施工前の現場状況			
埋設位置の状況	配水管	・ 分岐しようとする配水管土被り (D)			
	給水管	・ 埋設中間点の土被り			
		・ 道路と宅地の境界地点での土被り			
		・ 分岐箇所から道路と宅地の境界地点までの水平距離 (H)			
		・ 隣接用地境界から引込位置までの水平距離 (L)			
配管の状況	分岐	・ 割丁字管セット後の穿孔前に行う耐圧試験の状況			
		・ サドル分水栓穿孔後の防食コア挿入状況			
	一般配管	・ 材質等 (ステンレス鋼管の青線等) の確認可能な状況			
		・ 隠ぺい等により確認不可能な部分の状況			
		・ 特殊な配管状況 (離脱防止金具の取付等)			
		・ 防護及び防食等の状況			
		・ 耐圧試験の状況			
原形復旧の状況	埋め戻し	・ 各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ			
	路床	・ 各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ			
	下層路盤	・ 各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ			
	上層路盤	・ 各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ			
	表層	仮復旧	・ 路面の仕上がり状況 (幅、長さ)		
		本復旧	・ 路面の仕上がり状況 (幅、長さ)		
完成後の現場状況		・ 完成後の現場状況			
その他		・ 上記以外で施工後確認不可能な部分			

注1) 撮影にあたっては、スタッフ等を立てて、読み目に水糸を張り、深さ、幅及び長さ等の寸法を正確に読み取れるよう留意すること。

注2) 耐圧試験の状況は、水圧計等の目盛りが正確に読み取れるよう留意すること。

参考（記録写真撮影用黑板）

<p>記録写真撮影用黑板 表示基準</p> <p>工事場所 町 丁目 番地 ○○給水装置工事</p> <p>施工月日 月 日</p> <p>(既設配水管の土被り) 内容に記入 コア挿入</p> <p>会 社 名</p> <p>500</p> <p>60 ~ 70 cm</p>	<p>既設配水管の土被り</p> 	<p>給水管中央地点の土被り</p> 	<p>給水管官民境界地点の土被り</p> 	<p>路体完了後の深さ</p> 	<p>下層路盤完了後の深さ</p> 	<p>上層路盤完了後の深さ</p> 	<p>本復旧状況</p> 	<p>仮復旧状況</p> 
--	--	---	--	---	---	--	--	--

#### 4. 3 記録の保存

給水装置工事主任技術者は、水道法施行規則第36条第6号の規定により、次の事項に関する記録を作成し、作成日から3年間保存すること。

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 給水装置工事の場所
- 3 工事検査の年月日
- 4 給水装置工事主任技術者の氏名
- 5 完成図
- 6 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- 7 確認の方法及びその結果

給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法第16条に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

### 5 維持管理

#### 5. 1 維持管理

給水装置の的確な維持管理は、供給水の保身に重大な影響を与えるため、水を汚染し、又は漏水のないよう随時又は定期的に行うこと。

#### 5. 2 更生工事

- 1 更生工事にて施工する給水装置は、水道法施行令第6条に規定する「給水装置の構造及び材質の基準」に適合しているものでなければならない。
- 2 更生工事の施行に伴い一時撤去した量水器は、責任を持って保管し、工事完成後、原形に復元すること。

#### 5. 3 修繕工事

「施行基準 4 修繕工事 4. 1 修繕工事」参照。

### 6 図面作成

#### 6. 1 設計図

- 1 作図の条件
  - 1) 正確、かつ、簡単明瞭であること。
  - 2) 単位は、長さをメートル、管径をミリメートル（呼び径）で表すこと。
  - 3) 原則として配管部分は濃度一定の鉛筆仕上げとし、案内図及び他の部分は黒インク（又は青インク）仕上げとすること。ただし、案内図については鉛筆仕上げとしてもさしつかえない。
  - 4) 設計図に用いる図記号は、図記号表によること。
  - 5) 設計図は、左上に案内図（方位を合む）、その下方に平面図、右側に立面図を配置するものとし、これらの向きは同一方向とすること。
- 2 案内図（方位を含む。）の作成
  - 1) 方位は、原則として、北を図面上方とすること。
  - 2) 案内図の縮尺は1/2500を原則とし、必ず目安となる建築物等（官公庁、学校、公園又は大

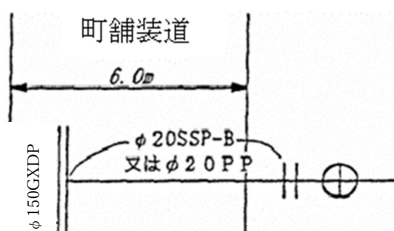
きな建物) 及び付近建築物に係る水栓番号を図示すること。

- 3) 案内図は作図を原則とするが、集団工事等の場合で図面管理上支障がない場合は貼付してもさしつかえない。
- 4) 設計図面を添付する場合においても設計書に記載すること。

### 3 平面図の作成

- 1) 平面図の縮尺は1/500を原則とし、道路の区分(国道、県道、市道、町道及び私有道の別)、種別(舗装、砂利等)及び幅員並びに当該建築物、給・配水管の配管状況(管種、口径の記載を合む。)及び給水器具等を図示すること。

例図 1

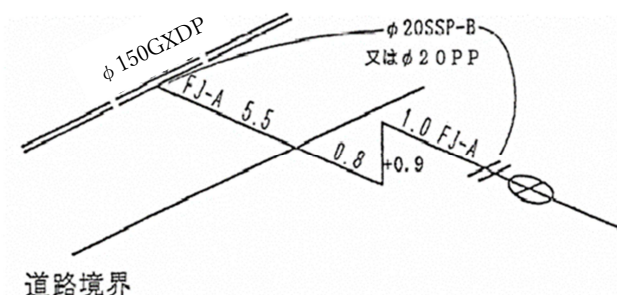


- 2) 局部的に説明を加える必要がある場合には、拡大詳細図を付記すること。
- 3) 給湯配管は、別に作図すること。
- 4) 既設給水管からの分岐新設工事の場合は、配水管分岐箇所から量水器までの既設給水管を作図すること。また、既設給水管からの増設・改造工事の場合は、配水管分岐箇所からすべての配管を作図すること。
- 5) 設計図面を添付する場合においても建築物の外形及び屋外の主要配管は、設計書に記載すること。また、受水槽式の場合は、受水槽までの配管を設計書に図示すること。

### 4 立面図の作成

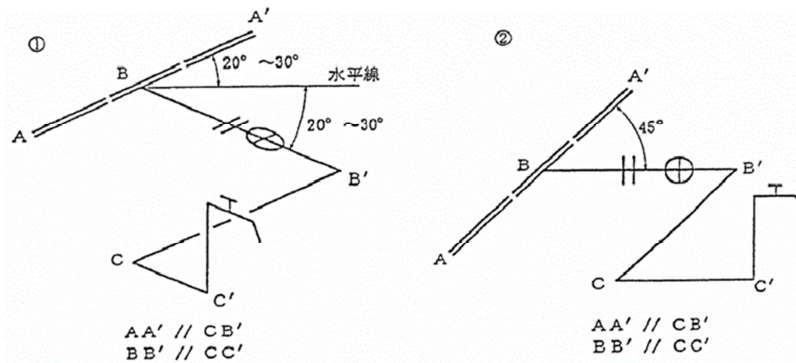
- 1) 給・配水管の配管状況(管種、口径、距離の記載を合む。)及び給水器具等を図示すること。
- 2) 布設延長は、公道内と宅地内とが判別できるように、例図を参考に図示すること。

例図 2



- 3) 局部的に説明を加える必要がある場合には、拡大詳細図を付記すること。
- 4) 立面図は、配管を明瞭とし、例図を参考に作成すること。

例図 3

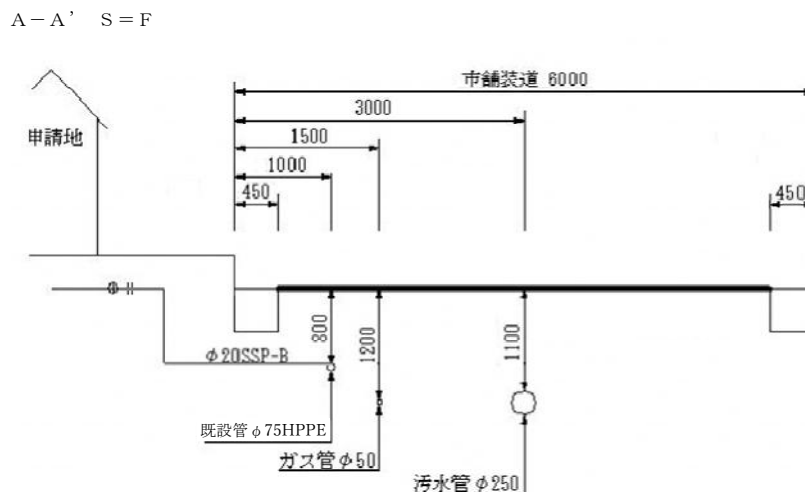


- 5) 原則として、配水管（又は給水管）と同方向の給水管は、すべて配水管（又は給水管）と平行になるように図示すること。また、給水管取り出し方向と同方向の給水管は、すべて取り出し給水管と平行になるように図示すること。
- 6) 給湯配管は、別に作図すること。
- 7) 既設給水管からの分岐新設工事の場合は、配水管分岐箇所から量水器までの既設給水管を作図すること。また、既設給水管からの増設・改造工事の場合は、配水管分岐箇所からすべての配管を作図すること。
- 8) 水路、下水開渠、暗渠等を横断して配管する箇所は、配管詳細図を付記すること。
- 9) 公道部分が口径 75mm 以上の給水管は、配水管分岐箇所から量水器までの配管詳細図を付記すること。
- 10) 青焼等の設計図面を添付する場合においても建築物の外形及び屋外の主要配管は、設計書に記載すること。また、受水槽式の場合は、受水槽までの配管を設計書に図示すること。

5 断面図の作成

- 1) 縮尺はフリーとすること。
- 2) 道路区分（国、県、市、町及び私道の別）、道路幅員及び種別を図示すること。
- 3) 給・配水管の埋設状況（管種、口径の記載を合む。）を図示すること。
- 4) 工業用水管及びその他の地下埋設物（電気・電話線、ガス管、下水道管等）の位置を明記すること。

道路埋設断面図



## 6 その他

- 1) 設計図面を添付する場合、J I S規格のA 2版以下を標準とし、明瞭なものであること。
- 2) 受水槽以下の給水装置の設計図面を参考として添付する場合は、配管図のみの図面とすること。
- 3) 設計図には、縮尺 1/500 の管理図番号を記載すること。
- 4) 設計図の使用材料欄には、施工基準で材料を指定する範囲においてはすべての使用材料を、それ以外の範囲においては、継手を除くすべての使用材料を記載すること。

## 7 図記号表

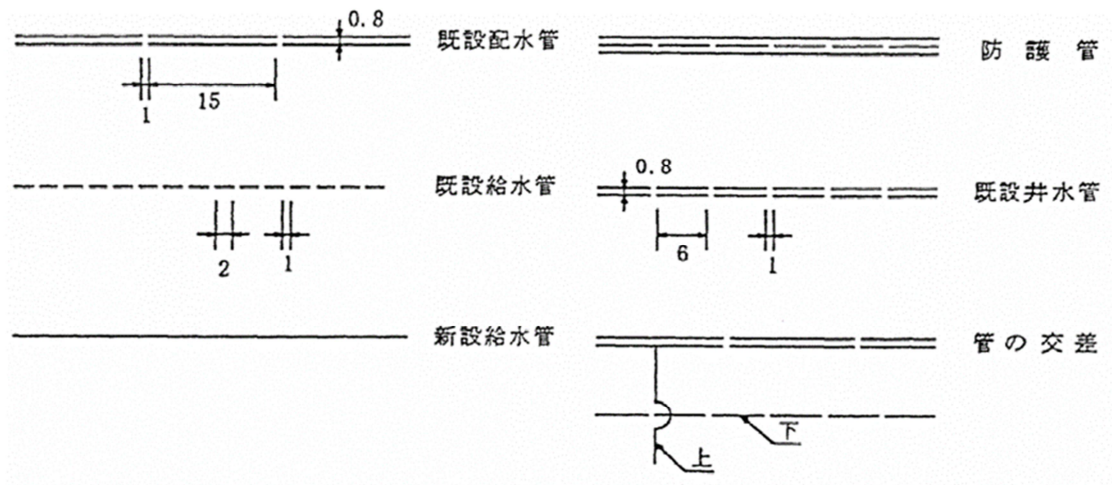
### 1) 管種記号

管種記号表

管種	記号	管種	希望
ステンレス鋼鋼管(304)	S S P - A	耐熱性硬質塩化 ビニルライニング鋼管	S G P - H V
ステンレス鋼鋼管(316)	S S P - B	硬質塩化ビニル管	V P
波状ステンレス鋼管	C S S P	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H I V P
水道用ポリエチレン1種二層管	P P	鉛管	L P
水道配水用ポリエチレン管	H P P E	K形 ダクタイル鋳鉄管	K D P
水道給水用ポリエチレン管	H P P	T形 ダクタイル鋳鉄管	T D P
ビニルライニング鋼管A	S G P - V A	N S形 ダクタイル鋳鉄管	N S D P
ビニルライニング鋼管B	S G P - V B	G X形 ダクタイル鋳鉄管	G X D P
ビニルライニング鋼管D	S G P - V D	石綿セメント管	A C P
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管A	S G P - P A	銅管	C P
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管B	S G P - P B	架橋ポリエチレン管	X P E P
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管D	S G P - P D	ポリブテン管	P B P

2) 配管平面記号

配管平面記号一覧



3) 水栓及び器具類の記号

① 平面記号

平面記号表

水栓器具類	記号	水栓器具類	記号
量水器		空気弁 (単口)	
仕切弁		空気弁 (双口)	
ソフトシール仕切弁		排水栓	
ストップバルブ		栓 (プラグ)	
ボール式伸縮止水栓		給水栓	
ボール止水栓 伸縮可とう・乙型		混合水栓	
甲止・分岐水栓		ボールタップ	
乙・丙止水栓		フラッシュバルブ	
消火栓 (単口)		ガス湯沸器	
消火栓 (双口)		逆止弁・減圧逆止弁	
消火栓 (地上式)		増圧装置	
消火栓 (室内)		ヘッダー	
		その他の特殊器具	

※ 給水栓の記号 ..... 出水方向を表す。

② 立面記号

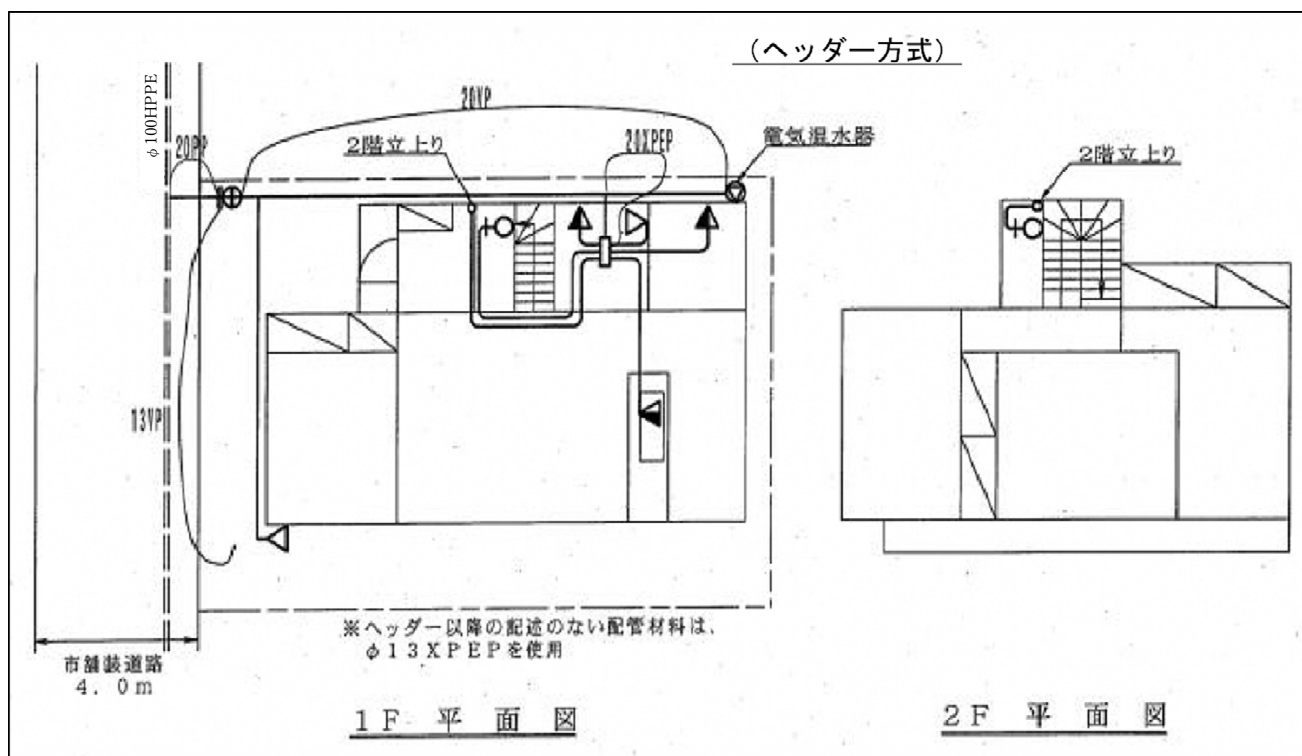
立面記号表

給水栓	混合水栓	シャワーヘッド	ガス湯沸器	ボールタップ	フラッシュバルブ	その他

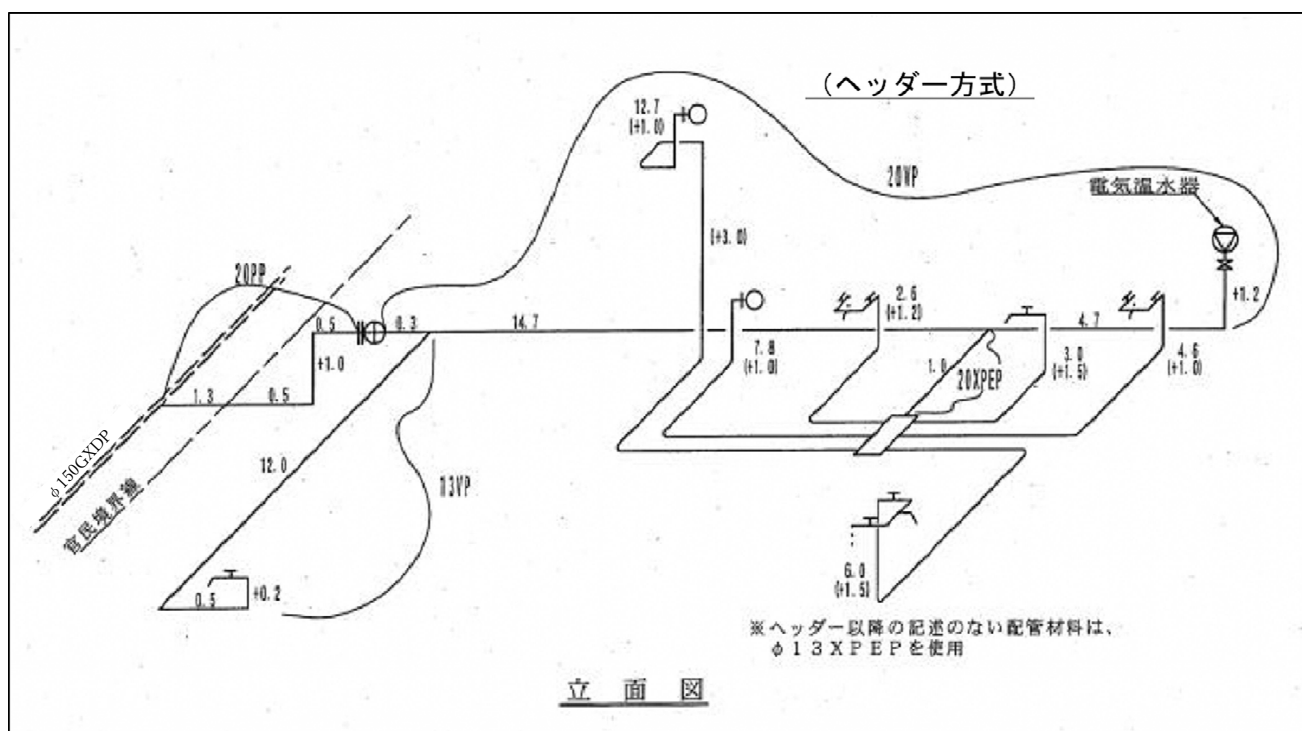
- 注1) 立面図はすべて実線とし、指定のない立面記号は平面記号と同じとする。  
 2) その他の特殊器具については、立面図に品名を記入する。



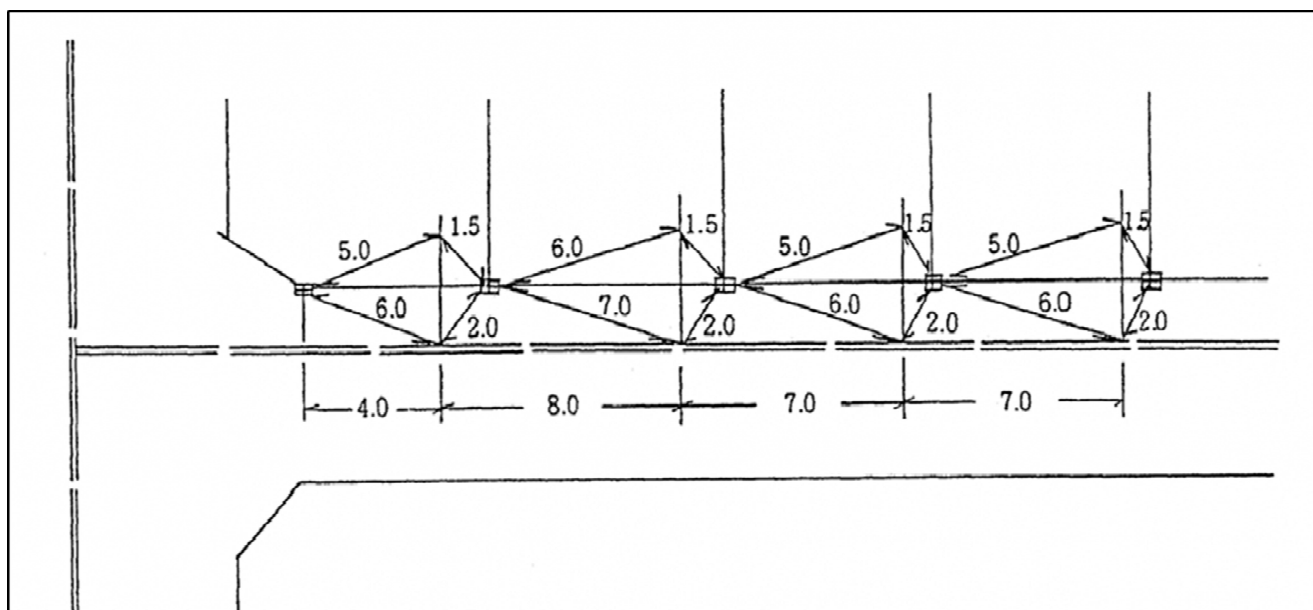
参考例図 3



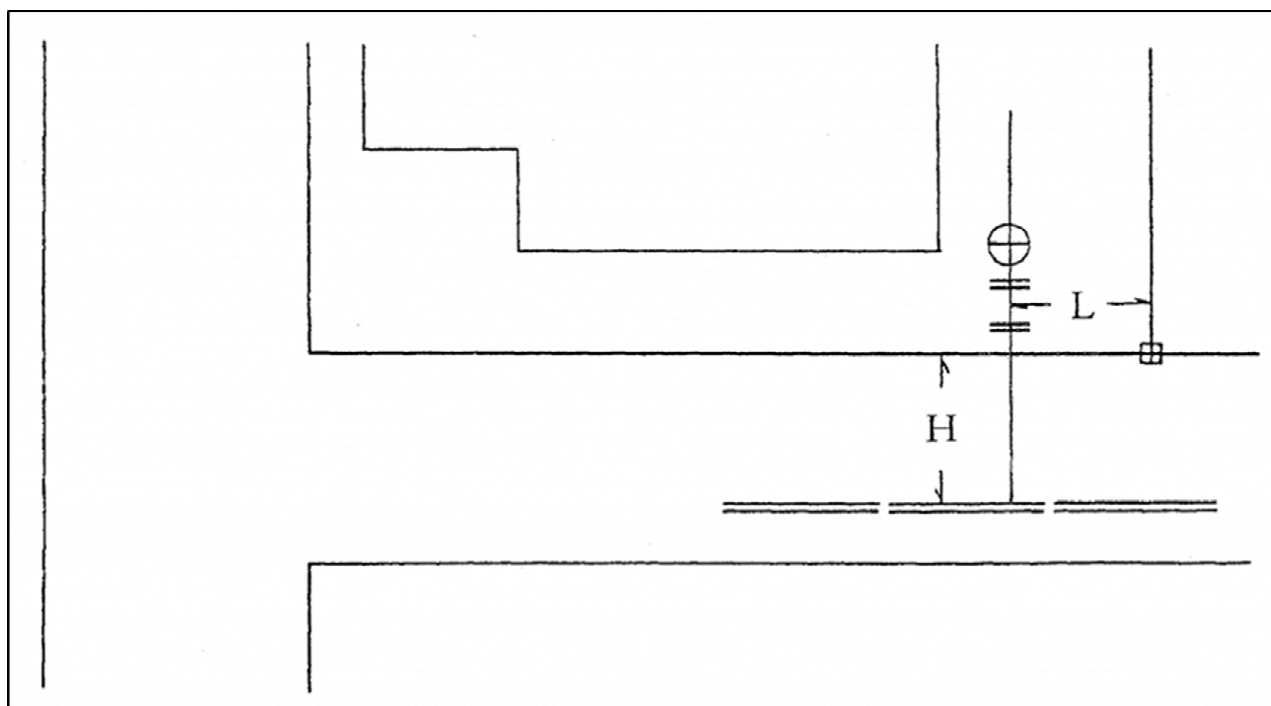
参考例図 4



オフセット標準図（一部先行工事の場合）



配管の土被り及び給・配水管の埋設位置の標準図



D = 配水管の土被り (mm)

H = 官民境界より給・配水管埋設位置までの水平距離 (mm)

L = 用地境界より給水管引込位置までの水平距離 (mm)

d = 給水管の土被り (mm)

## 6. 2 設計変更図

設計変更図は、設計図の作成方法により作成する

### 6. 3 完成図

#### 1 設計図（平面図、立面図）の訂正

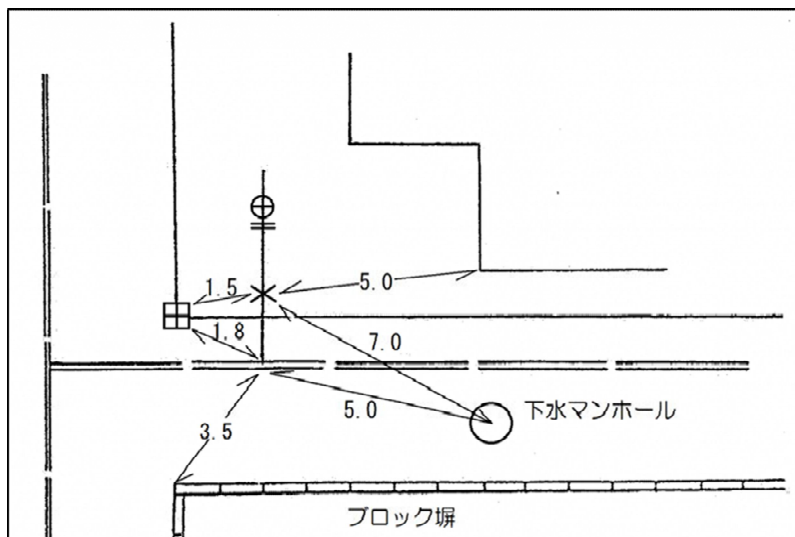
完成図は、給水装置工事完成後、速やかに設計図と現地との照合確認を行い、訂正がある場合には設計図の作成方法により作成するものとする。なお、新設及び改造工事については、当該箇所  
の 1/500 管理図写しに給水装置取り出し及び布設位置等並びに家屋を図示（修正）したもの  
を作成する。

#### 2 オフセット図

給水管布設後、維持管理上必要な箇所のオフセットを測定し、完成図に記載すること。

- 1) 分岐位置及び第 1 止水栓のオフセットは必須とする。
- 2) オフセットの引照点は原則として 3 箇所以上を選定する。
- 3) オフセットの測量方法は次のとおりとする。
  - ① オフセットの測点は、なるべく永久構造物（地先境界の角、地先境界の定点、下水マンホール、塀、建物、側溝等）を選定すること。また、電柱は、原則として引照点としないこと。
  - ② 目標物のない場合は、別に指定する埋設物表示鉋を近くに埋設し、この鉋からの距離によること。
  - ③ 目標物までの距離は、次のとおり測定すること。
    - ア) マンホールを引照点とする場合は、マンホール中心から測定すること。
    - イ) 塀、建物を引照点とする場合は、塀、建物の角から測定すること。
    - ウ) 側溝を引照点とする場合は、側溝の曲が角（民地側）、または集合桝の中心から測定すること。
    - エ) 境界杭を引照点とする場合は、境界杭の中心から測定すること。また、埋設票の場合も同様とすること。
    - オ) 塀、建物、側溝の壁面（直部）を測点とする場合は、これらの壁面（直部）の角からの位置を別に測定すること。
  - ④ 配水管の土被り及び給・配水管の埋設位置のオフセットは、図 6. 3. 1 を参考とすること。

図 6. 3. 1 オフセット標準図

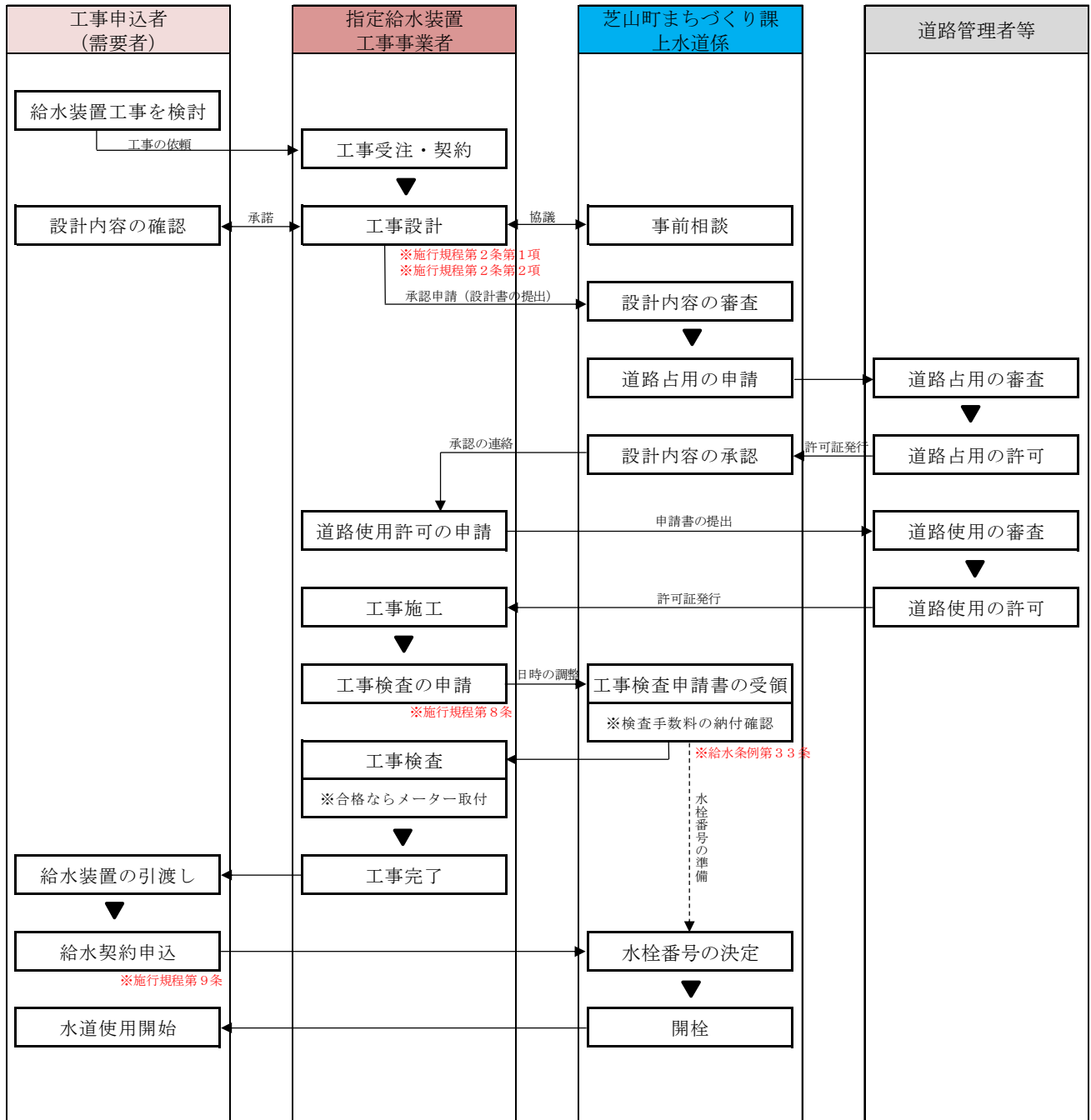


## 7 事務処理

### 7.1 事務処理の流れ

#### 事務処理フロー

一般的な給水装置工事～給水契約申込までの流れ



### 7.2 受付及び承認

#### 1 一般事項

- 1) 受付業務を行う時間は「施行基準 5 手続き 5. 1 一般事項」に示すとおりとすること。
- 2) 記載事項、押印及び添付書類等に不備のあるもの（ただし、その場で修正可能な場合はこの限りではない。）、又は具体的な計画のない工事は受理しないこと。

- 3) 受付後の審査過程において不備を発見した場合は、速やかに修正するよう連絡するとともに、修正するまで承認を保留すること。
- 4) 承認申請書等の受付から承認までの日数は、最大2週間程度とすること。
- 5) 承認後は、承認申請書等は芝山町（町営水道）が保管し、町職員以外は手を触れさせないように注意すること。

## 2 受付に係る留意事項

### 1) 共通事項

- ① 記載事項、押印及び添付書類を確認すること。
- ② 事前調査の内容は、必ず確認すること。
- ③ 既設給水装置及び給水装置廃止証明書の有無は、必ず確認すること。

### 2) 既設装置認定工事

- ① 別に定める「既設装置の給水装置認定要綱」に基づき処理すること。
- ② 添付書類：既設装置調査報告書、耐圧試験結果等の写真

### 3) 臨時使用に供する給水工事

- ① 給水条例第31条の「臨時使用の場合の概算料金の前納等」により処理すること。
- ② 適用範囲は、工事用給水（ただし、工事終了後に増設・改造工事を行って使用を継続するものや、そのまま別の目的で使用するものを除く。）及び臨時的催し場への給水であること。  
なお、その使用期間が6ヶ月以内のものであること。ただし、その期間の延長を必要と認める場合は、引続き6ヶ月以内の期間において認めることができる。
- ③ 添付書類：「施行基準 5. 3 工事の承認申請 2) 受水槽以下装置工事の場合 ①」に掲げるものの他、必要であると認められる書類

### 4) 増設・改造工事が見込まれる給水装置新設工事

- ① 増設・改造が見込まれる給水装置新設工事の場合、増設・改造工事を同時申請すること。
- ② 増設・改造が同時申請できない状況で工事用水が必要な場合、臨時給水申請すること。

### 5) 一部先行工事

- ① 別に定める「給水装置の一部先行工事取扱要綱」により処理すること。
- ② 添付書類：誓約書、その他

### 6) 受水槽以下装置工事

- ① 別に定める「受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱」により処理すること。
- ② 添付書類：「施行基準 5. 3 工事の承認申請 2) 受水槽以下装置工事の場合 ②添付書類」に掲げるもの

## 3 承認

「給水装置工事設計・精算書」等を「承認申請書」に添付し、決裁を受けること。

## 7. 3 設計変更の処理

承認後、次の事項に変更が生じた場合は、速やかに変更承認申請書を提出させること。次の事項とは、「施行基準 5. 4 給水装置工事の変更承認申請の2」に示すとおりとすること。判断しがたいものについては、変更の内容を十分検討し、町職員が設計変更するか否かの判断をすること。

#### 7. 4 工事施工及び精算書

- 1 公道部を掘削する場合は、道路掘削占用許可書（写）及び道路使用許可書（写）が添付されているかを確認すること。
- 2 施工中、配水管を破損した場合、その修繕に要する費用については、原因者の負担として処理すること。
- 3 設計変更を要しない軽微な変更は、検査申請前に「給水装置工事新設（増設・改造）設計書及び精算書（施行規程別記第1号の1様式）」（以下「設計書」という）を訂正させること。

#### 7. 5 工事検査

- 1 申請者から「工事検査申請書（施行規程別記第3号様式）」が提出された場合は、次の事項を確認することとし、設計書の内容と大幅に異なり設計変更を要すると判断される場合は、この申請書を受理しないこと。
  - 1) 「給水契約申込書（施行規程別記第4号様式）」等が添付されていること。
  - 2) 「給水装置工事確認書（給水装置工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）別記第3号様式）」の確認結果が全て記載されていること。
  - 3) 必要に応じて工事記録写真が添付されていること。
  - 4) 必要に応じて集合住宅の栓番図表が提出されていること。
- 2 その他の事項については、別に定める「検査要綱」に基づき検査を実施すること。
- 3 工事検査の結果、適正と認めた場合は「量水器」を取付けること。
- 4 量水器筐内に当該給水装置の水栓番号、量水器取り付け年月日、施工業者名、施工業者連絡先等を書き入れること。
- 5 工事検査の結果、改善の必要があった場合は、「工事検査調書（検査要綱別記第2号様式）」に記載した指示事項を改善期限までに改善した後に、改めて確認を行うこと。
- 6 工事検査完了後、「工事検査報告書（検査要綱別記第1号様式）」の決裁を得て、10年間保管すること。

#### 7. 6 量水器の事前渡し

- 1 給水装置の充水、洗浄及び器具テストに水道水を使用するために、量水器を指定事業者の申し出により、事前渡しすることができる。
- 2 量水器の事前渡しは、工事検査受付時に「量水器受領書（第1号様式）」を提出させ、原則として集合住宅の場合は10日前、その他は7日前とすること。
- 3 指定事業者により事前渡しされた量水器は工事場所に速やかに取付けさせるものとし、工事検査時まで適切に管理させること。
- 4 量水器は、目的以外に使用させてはならない。
- 5 量水器の指針が1.0m<sup>3</sup>を超えた水道料金については、指定事業者により責任を持って負担させること。
- 6 量水器を紛失又は損傷した場合は、給水条例第18条第2項を準用し、指定事業者が損害を弁償するものとし、「量水器（紛失・損傷）届（第2号様式）」を提出させて、財務規則第308条第1項を準用し、処理するものとする。

## 7. 7 精算

- 1 工事検査の結果、適正であると認めた後、設計書の決裁は速やかに行うこと。

## 7. 8 完結後の事務処理

- 1 承認申請書等は、書面にて保存するものとする。
- 2 縮尺 1/500 の水道管管理図の加筆修正は、家屋配置図、取出し平面図、口径、水栓番号及び受水槽容量等を工事検査時に現地と照合確認した後、速やかに原稿図を、加筆修正すること。

## 7. 9 その他の留意事項

- 1 受水槽以下装置（新設、増設及び改造）工事及び一部先行工事の工事検査手数料は、徴収しないこと。
- 2 給水装置を廃止する場合は、給水条例第 19 条第 2 項第 3 号に基づき「給水装置廃止届（施行規程別記第 11 号様式）」が提出され、所定の手続きが完了した場合は、原則として公道部分の給水管を分岐止めすること。ただし、今後の早い時期に再使用が見込まれる場合はこの限りではない。

第1号様式

年 月 日

芝山町長様

指定事業者 住所  
氏名 ⑩  
担当者  
電話番号

### 量水器受領書

充水、洗浄水及び器具テスト水用として、下記のとおり誓約事項を了承のうえ量水器を受領しました。

#### 記

#### 1 誓約事項

- (1) 受領した量水器は工事場所に速やかに設置して、工事検査時まで適切に管理いたします。
- (2) 指針が 1.0 m<sup>3</sup>を越えた水道料金については、当社が責任を持って負担いたします。
- (3) 量水器を目的以外には、使用いたしません。
- (4) 量水器を紛失又は損傷した場合は、当社において弁償いたします。

#### 2 受付番号

#### 3 水栓番号

#### 4 工事場所

#### 5 申請者

6 量水器取付日 年 月 日

7 給水装置工事検査日 年 月 日

#### 8 受領内訳

量水器口径	受領個数	量水器番号
mm	個	
mm	個	
mm	個	

第2号様式

量水器（紛失・損傷）届

年 月 日

芝 山 町 長 様

住所

氏名

印

私は下記の理由により量水器を（紛失・損傷）したのでお届けいたします。

今後十分注意するとともに（紛失・損傷）した量水器については、貴町の定める金額を弁償いたします。

記

水 栓 番 号			
量 水 器 設 置 場 所			
量 水 器 口 径	mm	量水器番号	
（紛失・損傷）年月日			
（紛失・損傷）理由			





別記第2号様式

## 受水槽以下直読式量水器台帳

整 理 番 号		住 宅 名	
装 置 場 所			
申 請 者 名		TEL	
管 理 人 名		TEL	
管 理 人 住 所			
指定給水装置工事事業者		TEL	

親メーターの水栓番号		親メーターの口径	mm
子メーターの水栓番号			

口 径	数 量	取 付 年 月 日	検 定 期 限	メ ー タ ー 番 号	製 造 会 社 名
13mm		. .	.		
20mm		. .	.		
25mm		. .	.		
		. .			
計					
内 訳		住宅用	mm	個	
保証期限					
備 考					

